

第九節 日露講和の善後

第一款 ハリマン満鉄買収案の中止

小村はボーツマスから帰朝後未だ行李を解く遑もなく、直ちに桂首相を始め元老を説いて、講和條約の重要な成果の一つが危く失われようとするのを阻止した。それは當時殆んど成立しようとしていたハリマンの満鉄買収案を粉碎したことである。この案は言わば闇から闇に葬られたもので、殊に同問題の直接関係者は小村に次で多くは易簗し、事実の詳細を尋ねるに由なく、僅に当年の間接参与者が一部の消息を知つてゐるに過ぎなかつた。その後米国著名な操縦者ジョルヂ・ゲンナンが同案の内容を米亞協会の機關誌「亞細亞」（一九一七年五月号）に掲載し、次で彼は別に「ハリマンの極東計画」なる一書を上梓して本件の顛末を公表してから、これを敷衍した記事が數多世に出来た。ただ小村が奮然同案を打破するに至つた冥々の努力に至つては、なお説いて尽さざる憾がある。

ハリマンは世界に名を知られた米国鐵道王で、日露戰役の当初より紐育金融界の霸王シツフと共に我国の起債應募に尽力した米國財界の最有力者の一人である。彼は夙に極東に於ける米国の企業の大發展に志し、特に米国をして太平洋に於ける通商上の霸權を把握せしめるため、何等か雄大の事業を確立するの要を認めた。そして彼は太平洋、日本、滿洲、西比利亞、歐洲、大西洋を聯結する世界一過の交通機關を統一し、欧亞の商權を米国の一手中に移そと画

策し、その順序として先づ南滿洲鐵道、次に東支鐵道を買収する胸算を立てた。彼は當時我が國が戰費の負担に苦むに加え、更に南滿洲鐵道の復旧改善に莫大の資金を要すると信じていたから、日本は必しも同鐵道の買収談に応じないものでもないと思惟したらしく、そして若し日本に対する買収談が奏効すれば、東支鐵道の買収及び西比利鐵道の利用に關する露國との折衝は、容易であると信じたらしい。蓋し南滿洲を失つた露國に取つては、東支鐵道の価値は既にその一半を喪つたのみならず、露國は曾て西比利鐵道及び東支鐵道の敷設に關し米國資本家に相談を試みた來歴もあるから、露國にその買収及び利用方を説けば、露國はこれを拒絕しないであろうと見たのである。

かくてハリマンは、極東の一般状勢視察傍々先づ南滿洲鐵道の買収方について我が政府筋と熟議協定を遂げようと欲し、在本邦米國公使グリスコムからも予て極東旅行の勧誘を受けていたのを機とし、日本海の大戰、次では米國の斡旋で日露講和の機運熟し来つた頃より愈々東遊に決意し、ボーツマスに於て日露兩國全權が講和の本會議に入つた当日、すなわち八月十日、妻子及び隨員を伴うてニューヨークを発し、桑港に出で、同月三十一日横浜に着した。予てハリマンの雷名に憧憬し、若くは事業上に直接間接の關係を有したる我が財界の頭株は勿論、予て募債の尽力に感謝せる我が大藏省、日本銀行、正金銀行等いづれも人を派して本船に出迎えしめ、旅館に伺候せしめ、ひたすら敬意の表彰に遅れざるを相競うの状であつた。翌九月一日入京と共に朝野有力者の熱誠な歓迎を受け、引続いて伏見宮殿下、桂首相、曾禰蔵相、井上侯、渋沢子、岩崎男等よりの午餐、晚餐、園遊会の招待があつた。四日グリスコム公使の大園遊会には、元老閣員以下諸大官、紳士、淑女の來会せる者千有余名。席上主賓のハリマンは、グリスコムの挨拶に対し述べた答辭に於て抱負の一端を吐露した。五日曾禰蔵相の盛大な晩餐会があつた。この日ボーツマス講和

條約に不満の民衆は蜂起して焼打事件を演じ、ヘリマン一行が蔵相官邸に赴く途次、隨行の医師ライルは、誤つて群民中より、「ロシア人！」と呼ばれ、飛んで来た小石がその肩に中つた。この焼打騒動の際、帝都二三の基督教会堂が暴民に焚かれたとの蜚報米国に伝わり、次でヘリマン一行が兎漢の襲撃を受けたとも打電せられたので、米国では市民憤恚し、中には日本人は戦時文明の仮面を被つたが、今や異教徒たる本質を暴露せりとて、大に本邦人を罵詈せるものもあつた。幸にヘリマンよりニューヨークの一友に宛てた「自分等大蔵大臣の晩餐会への途上群衆の間を馬車で走る際、偶々投石するものありて同行の一人に中つたが、負傷なく、一同無事帰宿した。投石者は自分等一行を米国人として故意に暴挙を加えたのでない、昨今の騒擾中につては、内外人共に全く免かれ難い不慮の災難であるから、安心ありたい」との電報諸新聞に転載せられ、これにより米国の人心は漸く鎮静した。これ等騒擾のため、翌六日華族会館で開催の筈であつたヘリマン大歓迎会は中止となり、彼等一行は日本鉄道会社提供の特別列車で日光に遊んだ。そして間もなく東京騒擾の鎮定を聞いて帰京するや、彼は特に参内拜謁の榮に浴し、聖恩の優渥なるに感謝した。

ヘリマンは帰京の十一日より十三日に亘り、帝国ホテルと米国大使館と伊藤、井上、桂等との間に大車輪の大活動を為し、南満洲鉄道の世界的交通の主要幹線として大改善を加うべき焦眉の急あるに鑑み、日本は宜しく潤沢な米国資本を入れる道を講すべく、かつ露國は他日日本に対し、復讐戦を試みないとも限らぬので、米国が満洲に關じ發言権を有することは日本に取つて甚大の利益であろう、との意を以て彼等の間に力説した。當時元老は總じて、特に井上は甚しく、満洲經營を以て日本の重荷とする悲観説を抱き、また米国を以て将来満洲に於ける日露両国間の緩衝たらしめんとの苟安論を有し、別して外資の輸入を太旱の雲霓視する際であつたので、いづれもヘリマンの

言に耳を傾け、主義に於て贊意を表し、具体的成案の提出を彼に求めた。ヘリマンは大体に於て成功の曙光を認めたので、すなわち清韓及び北清の觀光旁々先づ南満洲鉄道の實況を視察しようと欲し、九月十三日東京を発して神戸に出で、次で北航の途に就いた。彼は滿韓各地にて到る處我が官憲より優遇を受け、三週有余日を経て十月八日再び東京に入った。その不在中にあつて 그리스コム公使は熱心に閣僚及び元老の間に奔走し、ヘリマン案の実現を期するに就て運動怠らず、そして各方面共機して好反響を以て迎えられた。井上は、満洲鉄道の戰時急造狭軌道は一日も速に広軌に引直さねばならず、これに要する莫大の資金は、到底本邦内地では応じきれないから、一日も早く外資を入れねばならないとの意見を左右に説き、 그리스コムに対する「この好機会を逸せしむるよりでは愚の極である」と迄語つた。ヘリマン大に力を得、帰京後井上を始め桂以下一二三閣員となお数次の会見を重ね、終には井上は桂その他を指いて率先ヘリマンと折衝するの熱心さを示した。當時閣員中でも、大浦通相の如きはヘリマン案に不同意を表し、桂に向つて所見を陳べたが井上の勢力に抗して元老の意思を諷さしめるには力足らず、かくて問題は順風に駕して進みヘリマンは一片の予備協定覚書を起草し、これを桂に提出し、桂は大体同意を表した。その要領左の如くである。

一 南満洲鉄道及び附屬財産の買収、改築、整備、延長、並に大連に於ける鉄道終端の改善及び完成のため資金を充実せしむる目的で、一の日米シンヂケートを組織すること。

二 日米両当事者は南満洲鉄道及び附屬財産に対し共同かつ均等の所有権を有すること。

三 特別の協議により、該シンヂケートは鐵道附屬地内の炭礦採掘権を獲ること。その利益及び代表者は共同かつ均等たるべきこと。

四 満洲に於ける諸般企業の發展に關しては、両当事者は原則として均等の利益を受くべき権利を有すること。

五 南滿洲鐵道及び附屬財產は、両当事者の共同代表者の決定すべき実価を以て買收すること。

六 該シンヂケートの組織は、その時期に現存する事情を斟酌してこれに適応すべき基礎の上に定むること。

七 右は日本に於ける事情に適応せしむるを得策なりと認め、日本の管理の下にこれを組織すること。但し事情の許す限り隨時これに変更を加え、結局代表權及び管理權の均等を期すること。

八 該シンヂケートは日本法律により事業を行ふことにハリマン氏同意せしに付、残るは氏の組合員の同意なるが、氏はその同意を得らるべきを信ずること。

九 両当事者間の仲介者としては、日本外務省顧問デニソンに委嘱すること。

一〇 日支間また日露間に開戦の場合には、南滿洲鐵道は軍隊及び軍需品の輸送に關し常に日本政府の命令に従うべきこと。日本政府はこれに対し鐵道に報償を為すべく、かつ他の攻撃に對し常に鐵道防護の責に任ずること。

一一 自今日本興業銀行總裁添田壽一を以て両当事者間の通信の仲介者と為すこと。

一二 両当事者以外の者をシンヂケートに加入せしめんとする場合には、双方間の協議及び承諾を経るを要すること。

當時若しこの覺書所載の通りに實行せられたとしたならば、ハリマン側からいえば、その關係してゐるニューヨーク中央鐵道、聯合太平洋鐵道と太平洋郵船線を大連に延長し、大連にて南滿及び東支鐵道と連絡せしめ、進んでは西比利鐵道によりベルチツク沿岸のリバウにて米國船と連結し、すなわち世界一周の交通線を一手に掌理し得ることとなるのであるが、我が側からいえば、滿洲に於て数十万の血を流し、幾億の國帑を費し、ボーツマスの談判に於て百難を排して漸く獲た南滿洲經營の大動脈を他の手中に委し、軍事及び經濟上の利益を一朝にして抛棄する結果とな

るはいう迄もない。ハリマンが滯京旬余に出でず、奔走前後一週間を出でないで我が當局及び元老を説き、主義に於て、この計画に賛成せしめ、その提案を桂の手に受理せしめ得たのは、確に偉大な成功であつた。

この覺書は、ハリマンの帰國の途に上るべき十月十二日を以て横浜に於て双方關係者これに調印する手筈であつたが、政府では小村の帰朝も自曉に迫つてゐるので、その帰朝を俟ち一應小村の意見を徵してこれを確定することにし、當日の調印は一先づ延期するのが万全であるとの説が出て、ハリマンに対してはこの旨を告げ、渋々彼を納得せしめた。彼は右の覺書の一本を懷中に收め、同日横浜を發してその月二十七日桑港に入った。入ると同時に、同地の日本領事はハリマンを船室に訪り、政府からの命とし一片の通牒をハリマンに手交した。文意は、去十月十二日付覺書所載諸事項に關しては、政府はなお一層細密の調査考量を加えるの要を認めたので、追つて政府より詳細の通牒を為す迄は、該覺書は中止^{サベンド}と見做されることを乞う、とうにあつた。次でハリマンは添田からも、桂總理の依頼として、右の文意を敷衍して覺書の取消を婉曲に申込んだ長電に接した。その大要は、日本政府は小村全權の帰朝後詳細復命した所を熟慮し、かつ本問題に對する清國政府の頃日の態度に鑑み、更に一層精細完全な講究を要すると決定したこと、ボーツマス條約は鐵道財產を日本に移転するの件に關し清國の同意を経べき旨、また連絡鐵道業務に關し露國と協定すべき旨を規定してあるから、その同意協定を了らない間は鐵道財產及び收益につき正確の協定を為すを得ないこと、但し日本政府は本鐵道に關し他の個人的資本家と商議するが如き場合には、先づ以て貴下(ハリマン)に交渉するであろうといふにあつた。ハリマンは歎然として言う所を知らなかつた。

これより先きハリマンの横浜を差して帰米の途に就いてから三日、小村は十月十六日を以て米国より帰朝した。小

村は米国の日露講和の斡旋の労に顧み、また米国の資本主義西漸の氣運に鑑み、米国筋より早晚何等かの満洲計画案が出現し来るであろうと予想し、その如何なる種類、形式、性質のものとなつて現われるかについて繩に考慮した。かくて小村の乗船が十六日に横浜に入港するや、先発帰朝の山座は小村を港外に出迎え、直ちに室を鎖し、小村にヘリマン一條の願末を逐一報告した。小村は半ば驚愕、半ば平然、「べづれそんなことが起るだらうと思つていた」の一言、寂しき笑に紛らした。小村が病余の衰弱を励まして帰朝を急いだのも、一はかゝる懸念がその胸中に来往したからである。桂は小村の還京を俟ち、事の已むなき次第を告げて諒解を求めようとの意であつたろうが、小村はその横浜より東京への汽車中に於て、眞黙の間に既にヘリマン案粉碎策を立てた。

されば小村の帝都に入り、桂よりヘリマン覚書を示されるや、言下に斥けて曰く、「これ明かに今次の講和條約第六條の規定に反する。南満洲鉄道は清國政府の承諾を以て露國より日本に譲渡すとの規定であるから、先づ清國の承諾を得て完全にこれを我が手に收めた後でなければ、同鐵道について他と何等の商議を為し得る筋合でない。加之ならず既に講和條約にすら大不満の我が國民にして、若しその僅に獲た南満洲鉄道をも新に日米シンヂケートに売渡し、自ら南満經營の足場を拋擲するが如き今次の計画を知つたならば、民心弥が上に激昂し、更に如何なる大騒擾を惹起するやも測り難い。ヘリマン案の如きはポーツマス條約の真體を殺すのみならず、また實に當時の講和條件に関する廟議の精神を無視するものである」と。小村はこれ等の理由よりして切に桂の反省を求め、また伊藤井上の間に奔走してその不利不当と、南満經營の決して悲観するに足らない所以を力説し、漸くにして前議を翻さしめるを得、直ちに在桑港領事に覺書取消通牒方を訓諭した。されど桂は、小村の即時かつ絶対の取消の主張に対し、さきの覚書は畢

竟自分が南満洲鉄道譲渡に關する條約關係の巨細を承知しなかつたのと外資輸入の急務に顧み、たゞ大体の方針を取定めたに過ぎないのみならず、他日日米提携の必要に逢着する場合なしとも限らぬから、多少の余地を拒絕文案の上に存し置くも利あつて害なかろうとの折衷意見を持し、その結果前述の対ヘリマン回答の末段にある如く商議優先の條件を以て色合を避けた次第である。しかし事實に於ては取消に相違ない。小村が斯く強硬に反対し得たのは米国滞在中に同地に特派されていた金子堅太郎の斡旋で、南満洲鉄道經營に必要な資金をローズベルトの尽力もあつて調達し得べき見込が在つたからである。(信夫清三郎・近代日本外交史参照)

その後程なく小村は北京に往き、日露講和條約に附隨する満洲關係の協約を締結したことは次款に述べる通りである。この協約に於て清國政府は露國が日本に對して為した南満洲鉄道の譲渡を承諾し、同時に我国よりは租借地及び鐵道敷設に關する清露の現條約に照し努めて遵守すべきことの声明をした。東清鐵道敷設に關する露清の現條約には、その第一條に同鐵道會社の株主は露清両国人に限るとの規定がある。すなわちこの規定に準じ、南満洲鉄道會社の株主はこれを日清両国人に限り、米国人は參加するの余地なきに至つた。されば翌三十九年の一月十五日、ヘリマンへは添田氏より重ねて「外相小村男は一月一日清國より帰朝し、七日新内閣は成立した。余は桂首相に懸案の方針を貴下に通知するの必要を進言した結果、左の意味を貴下に電報すべき旨依頼せられた。すなわち日本政府は、南満洲鉄道の譲受については、ボーツマス條約第六條により清國政府の承認を経たるも、同鐵道の株主は露清條約の原規定に準じ、日清両人に限られることとなつた。桂伯には右の事情に鑑み、一九〇五年十月十二日の覺書は之を無効とせざるを得ないことを貴下に通知するの已むなきに對し遺憾の意を表せらる。但し日清両国の資本のみにて満

洲鉄道の必要なる改善及び延長に応じ得べきやについては、桂伯に於ても疑問とせられ、随つて他日別種の基礎の下に外国資本家と交を開くを得べき機会に逢着する場合には、改めて貴下と協定することがある。なお桂伯には既に首相の職を辞したこと、本電はその後継者たる西園寺侯と相談の上にて発するものなることを了承ありたい」との電信を發し、そしてこれと前後し、デニソンよりも別にグリスコム公使へ右と大体同趣旨の説明の一書を送つた。こゝに至つてヘリマンの満洲鉄道買収案は全然脈が絶えた。ヘリマンは痛く失望し、当時まで小村を以てハーヴィアード大学の出身として誇り、極東の友人として称揚したその党与は、急に小村を目して不信実なり、マキアヴェリ以上の権威家なりとして盛に誹謗し、甚しきは日米両国は十年を出でずして旗鼓相見ゆるに至るだらう、と迄傲語したものもあつた。

けれどもヘリマンは、かゝる頓挫でその宿望を抛擲するが如き人物ではない。我が政府当局者は既に彼に対し一度南滿鉄道の共同經營案を肯認し、寧ろこれを希望するの底意を表示した関係もあるので、満洲の鉄道經營について早晚何等か形を変えた計画または提案の重ねて現出することあるべきは、推測するに難くない所であつた。三十九年の春、クーン・ロエブ会社の代表者で米国財界の有力者たるシツフは來朝し、前年のヘリマン覚書の復活方について多少の運動を試みたが、奏效しなかつた。こゝに於てかヘリマンは、別に満洲または蒙古を横断すべき鉄道線の新設を考案した。当初その考案に上つたのは、ゴビの大沙漠を斜めに貫いて長駆イルクツクに結ぶ一線であつたが、この線は千二百余哩の長さに亘り、しかも不毛荒蕪の地を駆走するのであるから、收支相償がないのみならず、當時利権回収熱の強烈であつた清国がこれを承諾するやも甚だ疑わしく、よしんば清国政府に於て応諾する意あるとしても、三

十八年十一月の日清協約談判の際、清国政府は南満洲鉄道附近にこれと併行する幹線または該鉄道の利益を害するような支線を敷設しないことを声明した事情もあるがら、簡単に應諾し得ないは論を俟たない。そこで同鉄道と平均百七十哩の間隔を有し、随つて右約束の附近云々と抵触しないと解せられた四百五十哩の錦愛鉄道の計画案が起つた。しかしこれも種々の故障でその実現を期し得なかつた。程なく明治四十年の九月、ロンドンのポウリング会社の代表者フレンチと英清組合の代表者ブランドとは、京奉鉄道を新民屯より法庫門へ延長するの特許を清国政府より得た。この延長線は、チチヘルを経て西比利線に連続せしめる権利を包含したものである。奉天駐在米國総領事ストレートは、右特許のことを聞知するやヘリマンに対し、宜しく英國と提携し、日本の力を藉らず英米共同で右の新法鉄道を敷設經營すべきを獻策した。ストレートは曾て新聞通信員として、後清國稅關吏員として、多年北清にあり、ヘリマンの東遊の頃には在京城米國公使館附副領事で、初めてヘリマンと相識つたは、その京城を訪れた際であつた。ヘリマンは一見彼の機才を認め、殊に満洲の事情に精しく、大に用うるに足ると認め、そしてその同伴の娘と彼が相思の仲となつたのを視、許して相婚せしめ、程なく華府政府に対し彼を奉天の總領事に推挙した関係もある。ストレートが岳父のために爾來画策怠るなかつたは怪しむに足らない。されど當時不振の米国財界は右の經營着手を許さなかつたので、これも沙汰止みとなつたが翌四十一年の下半期に入り財界の稍々常態に復するや、ヘリマンはその計画に歩を進めようと欲し、商議の為めストレートの一時帰朝を國務省に依頼した。折しもストレートは奉天巡撫唐紹儀との間に、米清合弁にて満洲銀行を作り、かつ齊齊哈爾より愛琿への鉄道を敷設すべく、これに要する資金として米貨二千万弔の借款契約を取結んだので、彼はこれを齎して四十一年九月ニニューヨークに帰り、ヘリマンの勢力を藉り、遂

にクーン・ロエブ会社をしてこの借款を引受けしめることに成功した。

当時恰も米国政府の清國償金減額のことがあつた。米國は往年の北清事變に伴つて償金二千四百四十四万余弗を受領することとなつたが、爾來同國政府では、北清事變の個人損害の要償審査員会を設け、厳密な調査を遂げた結果、当初の申請額三百三十万弗中大約二百萬弗のみを正当要求額と査定し、それに陸海軍の実費大約九百万弗を加えて一千一百万弗とし、右を二千四百余弗より控除した一千三百万弗の過剰額は宜しく友誼的行為として清國政府に払戻すべしとの論起り、政府は考究の末、結局別に被害者再審の結果を予想して二百万弗を留保し、余は悉く清國政府に還附することに決し、議會の同意を経、四十一年の七月これを清國政府に通知した。清國政府は深くこれを徳とし、唐紹儀を謝恩使として米國に派遣することにした。

そこで唐は右謝恩の使命に兼ねて各国財政調査を名とし、傍ら前述の借款に関し袁世凱の意図を承け、同年十一月米國に渡つた。唐は着米後國務長官ルートと会晤の折、米清間に大使交換のこと、滿洲借款のこと等について談緒を開いたが、要領を得なかつた。光緒帝及び西太后は相前後して崩御し、醇親王は攝政となり、親王と相容れない袁は、軍機大臣として專横の挙措があつたとのことで御史より彈劾を受け、また張之洞一派からも攻撃に遭い、遂に革職の非運を見たので、唐は俄に背景を失い、受命の目的を果すに由なく、勿々にして米國より歐洲に渡り、英仏独露諸国を歴訪したが、格別機微に触れた会談もなく、翌四十二年の六月帰國して一時政局より遠ざかり、隨つてストレートとの借款契約も自然消滅の姿となつた。

しかもヘリマンはなお屈せず撓まず、四十二年の六月彼はパリーに遊んだ折、國際寝台会社長ネツツリンと会し、

北滿の露國鐵道線を買収するがため國際的の一組合を組織するの案について議を凝し、また仏國資本家との間に世界一週鐵道の經營に関する意見を交換し、そしてネツツリンは案を齎して露都に往き、藏相ココフツエフを訪うて大に説く所あつた。當時露國政府部内にあつても、東支鐵道の收支相償わず、國庫は年々巨額の損失を蒙つていた際なので、寧ろ條約期限の満了を俟たずこれを清國に売却するの得策なるを主張するものもあつたので、ココフツエフも意稍々動き、ヘリマンのウキン滞在中なるを機とし、人を同地に派して巨細ヘリマンと熟議せしめるの手筈となつたが、恰もヘリマンは疾を獲、急に帰米の途に就いたので、その熟議を見るに至らなかつた。當時露國は一面にはこれに就て密かに清國側の意向を試探したが、清國筋に於ては目下これに応する資金なしという説が有力であつた。この間に於て他の一方には、東支鐵道は決して世に喧伝せられる程悲境に在るにあらず、将来優に利益を挙げ得べき時機の到来するを疑わず、との説も露國政府部内に起つた。さればココフツエフは親しく哈爾賓に行き、同鐵道の現状を視察し、その将来の方針を決定しようと欲し、そして當時滿洲漫遊の途に就いた我が伊藤樞相は、同地に於て彼と会見し、極東の事態に就て種々意見の交換をしようとして、鉄路十月二十六日を以て哈爾賓に着した際、兇弾のため仆れたのである。ヘリマンも病癒えず、これより先き九月九日米國で死亡したので、生前の胸算また頓挫し、殊に露國政府に於ても折から東支鐵道を外國シンヂケートに売渡すの意向なき旨を間接に關係方面に表明する所あつたので、いわゆる世界一周鐵道案はその儘立消えとなつた。しかしその後ヘリマンの遺凶を換骨奪胎せしめ、これを日露兩国に向つて投げつけたものは、米國務長官ノックスの同年十一月の滿洲鐵道中立の提議である。その次第は後章に叙する。

第二款 满洲に關する日清協約の締結

日露講和條約の結果、我が國は韓國に対し保護権を確立し、また清國に対しは満洲に關する協定を遂げ、以て和局の成立に大段落を附けねばならぬ。この大段落にして欠けるところあれば、講和の実果はその一半を失うわけである。されば小村は、米國發程前既に意見を具して桂首相の考量に供する所があつた。そして十月十六日を以て帰朝するや、更に閣臣及び元老と慎議熟慮を重ね、更に案を具して廟議に提出し、十月二十七日廟議の決定を経、勅裁を得て、直ちにこれが實行に着手することとなつた。今韓國に關することは次項に譲り、こゝには主として清國との交渉始末を叙する。

これより先き小村は旅順陥落の前後、戰局の進行と共に伴う形勢の推移に鑑み、他日の日露講和に附隨すべき対清交渉の根本方針を一定して後日の素地を作り置くの要を認め、三十八年一月駐清内田公使に一時帰朝を命じ、現地の觀測に基いた意見をも徵した上、これに関する内訓案を立て、桂首相の同意を経、これを同公使に授けた。この内訓は前述の十月二十七日決定の廟議の基礎を成したもので、開戦以来の清國の態度と戰局終結に關する我が大方針を最も明確に闡明したものであつた。特にその中に於て、他日講和成立の際に我が政府は露國が往々清國より獲得した利權、すなわち(一)遼東半島に於ける露國の租借地、(二)間隙地に於ける露國の利權、(三)東清鐵道の一部、(四)その他滿洲の或地域内に於て露國政府、露清銀行、若くは東清鐵道会社が露國より獲得したる利權、以上四者を除く外我が占領に歸したる満洲の地域は擧げてこれを清國に還附し、以て我が言質を重んずることを清國及び列強に知得せしむる

を得第なりと云い、戰勝の結果として我が占領に歸したる満洲地域を我方に保留するは信を世界に失する所以と記してある。

爾後半歲有余、日露の間に和議漸く熟し、近く講和の開談に入ろうとする際、清國政府は事の清國の利害に關する講和條件に關し、日露の談判に参加せしめようとして委員の派遣方を詮議し、また清國政府の予め与り知らない清國關係の講和條項は後日これを承認しない旨を日露その他各國政府に知照したが、要するに當時清國政府部内の意向は、戰後滿洲に於ける日本の地歩を露清原約の範囲に於て出来るだけ最少度に局限しようとするにあつた。その列強の勢力を利用して我が國を牽制しようとして、講和會議に際して自國委員の派遣を企図し、講和の結果に対し留保的聲明を知照したるが如き、畢竟外交上の難局に際しやゝもすればこれを列国に訴え、列国の力を藉つて當面の難局を排脱しようととする古來の常套手段に過ぎないが、列國中には清國の言に動かされて我が方針に妨礙を加えるものなしとも保證られない。小村は日露講和條項に關する清國との交渉開始の時機については、講和條約成立前に清國政府とこれを内議するは他の妨害を防ぐに利便多いとしても、露國に対する清國の立場を困難ならしめ、結局我國に不利を來すのみならず、清國に於ては到底内議の秘密を守ることが出来ないと、時局の發展により清國に対する我が要求を予定すること困難なるべきに鑑み、對清交渉開始はこれを日露講和條約成立後に譲るべきだとの意見を持した。然るに今や講和條約は確定したので、小村はこの際迅速に対清交渉を開始するは列國の妨礙を遮遏するに必要なるは勿論、我が要求の趣旨については予め英米両国、殊に米國大統領の諒解を把握し置くの得策なることをも識認した。

されば小村はボーツマス引揚後、前述の如く九月九日ローズヴェルトへの告別訪問の機を以て、今次の講和條約に

て我国の獲得した必要條件は固くこれを保持すること勿論であるから、これに關し予め大統領の注意を促し置きたいと述べ、韓國問題より進んで遼東租借権及び鐵道讓受の件に談及し、この二件に關しては清国人中誤解を懷いているものあるかも計られない。すなわち露国にしてこれを拋棄すれば当然清國に復帰するものと思うものがあれば、それこそ誤解の大なるものであると語つたが、大統領は同感を表し、さきに清國政府が講和會議に参加しようとの希望を申出でた際にも、清國が一錢を費さず一兵を用いないで独り自ら権利を主張するようなことは、理に於て不可能であり、要するに日露兩國の処分に一任するの外ないと答えて置いたが、今なお依然この見を持して渝らないと答えた。

小村は大統領の趣旨はよく了解するも、もし在北京米國公使の行動にして右と齟齬するが如きことあつては面白くないでの、同公使に然るべく訓令し置かることを希望すると述べた。大統領は快諾し、程なく駐清米國公使に対し、「露國がボーツマス條約に依り日本に譲与せるものに關し清國政府に於て異議を挙げる場合には、宜しく適當の時機に於て強硬の注意を与うべし」との電訓を下した。英國政府も後日北京に於て日清交渉の開始に際し、右と同様の趣旨を以て臨機日本に後援を与うべき旨を駐清公使に訓示する所があつた。

當時清國政府は滿洲の将来に關し煩悶焦慮するものゝ如く、既に八月の初め、滿洲にて蒙つた清國の損害の賠償を日露兩國政府に試みようとした。その内報に接した我が政府は、清國は滿洲一帶を擧げて中立地域外に置き、事實上これを日露交戰地とするを認許したものであるから、清國より要償あるも断じて応じることは出来ないとの意を説示して思止まらせめた。が、その後に至つても清國政府は日露兩國軍隊の滿洲撤兵時期に關し、また鐵道守備兵に關し抗議的照会を一再我が政府に致した。政府はこれに対し、滿洲のことと關しては予て声明した如く、既に平和回復した

ので、近く清國政府と交渉を開始する考であるから、その際まで待つべしと告げた。政府はこれ等の情勢に鑑み、小村の帰朝以來着々交渉開始の準備を進め、十月二十七日の閣議を以て清國政府に提出すべき要求事項、並にこれが交渉に關する主要の方針を決定した。そしてその要求事項中清國政府をして露國の遼東半島租借権及び東清鐵道の讓渡を承諾せしめるの件は、我方は特に絶対の必要條件とし、清國政府に於てこの必要條件を承諾しないならば、我方は一時交渉を中止し、そして遼東租借地及び滿洲鐵道は現在の儘それを占拠するの決心を以て談判に當ることゝした。廟議かく決したので、小村は特派全權大使として清國に赴き、内田公使と共に折衝の任に當ることゝなり、十一月二日その大命を拝した。小村はボーツマスの大任務を卒えて帰朝して以来、養病の遑なくして講和の善後に關する廟議に心血をそゝぎ、更に衰弱を提さげて寒風に逆い、北京に使するのである。閣僚知友ひそかに彼のためにこれを憂えた。國民は、さきに熱烈なる歓呼を以て小村をボーツマスに送つたのに引かえ、今は極言すれば殆んど彼に振向きもしなかつた。しかも病後衰弱の小村を更にまた北京に煩わし、その倒れる危険を冒さしむるが如きは、人として忍び難く、殊に遣清大使の任には、伊藤枢相は親らこれに当らうとする抱負を有つていたので、旁々桂首相は寧ろ小村のために自愛静養を望んだ。けれども彼は、伊藤を煩わすは韓國に若かず、この任断じて他人に寄託すべきでないとした。また當時桂内閣の退送まさに近きにあるべしとは何人も予想した所で、北京政府もまたこれを想像しない理はないから、同政府は或は曠日弥久の策を執つて小村を躁急せしめ、彼をして譲らざるべきを譲らしむるが如き措に出でないとも限らぬ、故に小村の渡清は寧ろ不利であろう、との説も一部の間にあつた。が石心鉄腸の彼は最善を尽して砕ける決心を持し、挺身大命を拝して敢て遲疑しなかつた。或人は小村の健康を憂えて青山博士（亂通）を一行に

加える斡旋をしようとしたが、小村は辞して曰う、「博士は帝都に一日も欠くべからざる人、余は微恙のためにこれを私するに忍びず」と。それで強いて医科大学助教授の宮本博士(仲)を伴わせることとなつた。かくて小村は帰朝後在京僅に三週日、十一月六日を以て再び東京を発し、横須賀より一軍艦に搭乗し、大沽に向つた。随員は佐藤弁理公使、山座政務局長、松方外務書記官、立花陸軍歩兵大佐、落合公使館二等書記官、田中海軍中佐(耕太郎)、本多、小西の両秘書官で、後福島少将(安正)、青木大佐(宣純)、外に在北京公使館員若干また随員に加わつた。

清国政府にあつては、小村差遣の通報に接するや多大の満足を表し、直ちにこれが迎接並に会議開始の準備に着手し、十一月七日上諭を以て軍機大臣總理外務部事務慶親王、軍機大臣外務部尙書瞿鴻禑、及び北洋大臣直隸總督袁世凱を全権委員に命じた。小村は塘沽より一路北京へ直行する予定であつたので、予め内田公使及び在天津伊集院總領事を通じて袁に「本使從来未だ總督の警歎に接せざるを深く遺憾としたるが、今回大命を奉じ渡清するので、久渴の念を医し親しく總督に面晤の上、滿洲の善後及び東亞の大局に關し互に意見を交換せんことを希望するも、何分國際間の礼儀上直ちに北京に赴き使命を果さなければならぬから、遺憾ながら大沽より北京へ直行することにした。この儀諒察せられたく、なお今回の交渉に關しては、總督が間接にその偉大なる勢力を用い、以て大局を全うせられんことを希望する」との意を致したは辞令懇篤、用意周到としうべきである。袁は清国政府が往年露國に与えた特權は今日移してこれを日本に与えるを辞しないと夙に聲明した次第もあつたから、袁が全権委員の一人となつたのは談判の進行上好都合であろうと思われた。

小村は同月十一日塘沽に上陸し、直ちに清廷御料車に移り同夜北京に入つた。清国政府は小村を迎えるに國賓の礼

を以てし、政府差向けの馬車で旅館「グラン・ドテル・デ・ワゴンリ」に送つた。十六日、小村は内田公使と共に隨員を帶同し、乾清宮に於て清帝及び西太后に進謁し、天皇陛下の親翰を捧呈した。

清帝は起立して右御親翰を接受し、小村に握手の礼を賜うた。次で小村は鄭書記官の通訳に依り奏上していく。

「大日本帝国特派全権大使男爵小村壽太郎謹て奏す。本日謁見を賜はり、我が天皇陛下の御親翰を陛下に捧呈するは深く本使の光榮とする所なり。本使會て節を持って闕下に駐禁し、優渥なる聖眷を荷ふ。今や簡命を奉じて復た闕下に到り、陛下の政府と滿洲善後の事宜を協定せんとす。伏て冀くは陛下聖恩を垂れ給ひ、本使をして使命を全ふし、以て両國の親交を益々鞏固にし、東亞全局康寧の基礎を確立し、我が天皇陛下の大局を顧念し給ふ聖意に副はしめられんことを。茲に恭しく皇太后陛下、皇帝陛下の聖壽無疆にして四字昇平なるを頌す。」

之に対する清帝の答辭に曰う、

「貴大使貴國皇帝陛下の命を奉じ北京に來り、誠意參内し、頃詞を奏進す。語辭懇切、朕深く之を嘉賞す。貴大使義に清國に駐劄し、事を處弁する和平、名譽夙に顯はる。今回滿洲事件を商議するにも、必ず能く妥協し、以て貴國皇帝陛下の大局を顧念せらるゝの至意に副ひ、両国の邦交亦此より益々親睦を加へて共に平和を保つこと、是れ朕の深く望む所なり。」

右終つて皇太后より種々の下問があつた。抑も清廷の外國使臣謁見儀式は、先述した如く、往年の北清事變善後談判の際に小村と時の米国全権委員ロックヒルと共議立案し、最終議定書にて確認せられたもので、爾來外國公使謁見の場合には常にその適用を見たが、大使の資格を有するものに適用せられたのはこの際を以て嚆矢とする。そしてその公使謁見の場合と異なる諸点は、(一)公使は奏詞終りて納陛に上り皇詞を受くるも、大使の場合には初めより直ちに納陛に上ること、(二)公使は清帝これに握手を賜わざるも大使には賜わること、(三)公使謁見後の帰路は皇城横側の門より

出づるも、大使にあつては往返共に皇城正面の諸門を通過すること等にある。小村はさきに自身立案し、清廷のこれに則つて制定した新儀式の適用を自身第一に受けたのである。その他清廷の小村に対する諸般の優待振りは、從来外國親王に対しても曾て与えられたことなき程であつた。

翌十七日、兩国全權委員相会して第一回の會議を開いた。双方先づ全權委任状を交閱し、互にその妥當なるを認めたので、次で會議の手続に關する予備事項、すなわち會議の用語、議事の秘密、會議録の作製、会同の日時、會議の書記官等に關する打合を遂げた。終つて小村は、本會議に入るに際し一言王大臣閣下に申上ぐべきことありとし、

「昨年二月我国は強鄰と鬱端を開くの已むを得ざるに至り、爾來殆んど二十ヶ月、生命財力の絶大の犠牲を払い、遂に平和の克復を見るに至つた。その間絶大の犠牲は、海陸軍を合せて實に約二十一万の死傷を生じ、軍費殆んど二十億円の資財を抛てるにても知るべきである。かゝる大犠牲をも顧みず戰端を啓したのは、素より日本の自衛のためなるも、同時にまた美に東洋全局の康寧を維持するの精神に出でたのである。この目的を達するため我国は全力を擧げ露國と戦い、滿洲に於て日露両國共に古今未會有の大兵を動かし、數回の大決戦を経、遂に幸に甚しく歲月を過ごすに至らずして平和を迎へ。我国當初の目的を達するを得たのは、日清兩國に取りて共に慶賀すべきである。今次日露講和條約の結果として、かつ滿洲の善後処分として、更に貴國と協定を要する事項あるので、その事項に就き協定を遂げんがため自分は今回大命を奉じて当地に來た次第である。その協定を要する事項を概括すれば、大体三種類ある。すなわち（第一）日露講和條約によら露國が日本に譲与したものは必ずこれを確實にすること、（第二）清國政府は滿洲に於て施政の改善を図り、各個人の生命財産を完全に保護し、かつ将来同地方をして國際紛擾の原因たらしめざるの方法を立つること、（第三）滿洲に於ける商工業を発達せしめ、清國は勿論各國の利益を増進せしむることで、この三ヶ条の外我國がその自衛のためのみならず東洋全局の康寧を維持するため絶大の犠牲を供したるの事實と、若し滿洲に対する隣強の侵略をその如くであつた。

為すが儘に委したらんには、東亞全局は如何なる影響を蒙りしや測るべからざり」との推断は、貴王大臣に於て深く諒察あらんことを乞わざるを得ない。我国は日清兩國間の親交を益々鞏固にし、かつ東亞全局の康寧を維持する以外に他國はない。既に然るが故に、前陳の如き事實と推断を篤と熟考せらるゝに於ては、今我が國が滿洲善後のために提出する条件に關し貴我の間に速に妥定を見ることは至難にあらずと信ずる。自分等はこの目的を以て主義となし、誠実の心と和衷の念を以て速に妥定を遂げ、貴我兩國皇帝陛下の一一致せる聖慮に副はんことを切望するが故に、貴王大臣に於てもまた同一の精神を以て事に當られんことを希望する。」旨を演述し、慶親王よりも逐一同意を表すとの挨拶があつた。そこで小村は日本政府の提案として書面に認めた大綱十一カ條の要項を提出し、大綱決定の上は更に細目に關し協議を為すべき旨を附言したのに對し、清國全權委員は右熱闘の上、各條に對する意見を成るべく速に書面にて提出することを約し、当日の会見を終えた。我が提案は大体左の如くであつた。

第一 日露講和條約第三条により日露兩國軍隊滿洲より撤退したる時は、清國政府は直ちに右撤退の地方に於て安寧秩序を維持するに足る行政機關を設定すべし。

第二 清國政府は滿洲に於て善政を確立し、外國居留民の生命財産に對し適當かつ有効なる保護を与らるる目的を以て、滿洲の施政改善に着手すべし。

第三 清國政府は滿洲に於ける日本軍戦死者の墳墓及び忠魂碑所在地を完全に保護するため、總て必要の処置を執ること。

第四 清國政府は如何なる名義を以てするも、日本の同意なくして滿洲の一部たりとも別國に割譲し、または別國の占領を承認せざるべきこと。

第五 清國政府は清國に於ける他の開市場と同一の條件を以て滿洲に於ける左の都市を外國人の商工業及び居住のために開放すべし。

きこと

盛京省 鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門

吉林省 長春(寛城子)、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓

黑龍江省 斎々哈爾、海拉爾、愛河、滿洲里

第六 清国政府は露国が日露講和条約第五条及び第六条により日本に対して為したる一切の譲渡を承諾すること。

第七 清国政府は日本政府に於て安東県奉天間及び奉天新民屯間に敷設したる鉄道を維持運用することを承認すること。

長春旅順間の鉄道を将来吉林に延長することは清国政府に於て異議なきこと。

第八 清国政府は韓國々境より一定の距離以内に於ける鴨綠江沿岸の森林截伐権を日本に与うること。

第九 清国政府は遼河、鴨綠江、松花江、及びその支流に於ける航通の自由を承認すること。

第十 清国政府は盛京省沿岸に於ける漁業権を日本臣民に許与すること。

第十一、満韓國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與うこと。

同十一月二十一日、清国委員より我が提案に対する回答書が送られた。その要領は、

一 我が提案第一款、第二款、第四款、及び第十款を削除すること。

二 第三款及び第十一款は承諾。

三 第五款開市場に關する規定は、清国自ら同款に列挙せる各地点を開放する趣旨に改め、かつ開市に關する細目は別に清国にて定むべき旨の意味を加うこと。

四 第六款は重要事項に屬するので、本條約として別に計定することゝし、かつ左の通り修正すること。

清国政府は露国が日露講和条約第五条及び第六条により日本に対して為したる一切の譲与を下記の条件を以て承諾すること。

甲 清国政府は露国に貸与せる旅順口大連湾一帯の各地区は總て日本に引渡し移借することを承諾す。

乙 旅順口に於て別に一地域を劃し、各国の通商場と為し、大連湾は全部これを通商場と為し、清国に於て税關を設置すること。租借地内に居留する日本臣民より清国臣民に対する訴訟事件は、日清兩國より任命したる官吏立合にてこれを審判すること。

金州城内及び旅大租借地北方の中立地は、依然清国に於てこれを管轄すること。

丙 滄露間に締結せる租借條約には租借年限を二十五ヶ年限と規定してあるので、露国が既に借受け來りたる年数を扣除し、現に剩す所の十八ヶ年を以て継続租借の年限と為すこと。

丁 旅順港内は日清兩國共用の軍港と為し、その共用に關する実行規則は別にこれを定むること。

戊 日本国は租借地に対する清國の主權を断じて侵害せざることを認諾し、また總督巡撫の名稱を設けざること。

己 租借地内に駐屯する日本軍隊は、清國の許諾なくして遷り租借地外に出づるを得ざること。

庚 滄露間に締せる租借條約を參照して更に特別條約を協定すること。

辛 清国政府は長春(寛城子)より旅順口に至る鉄道、及び既に露国に許与を約せる所の鉄道に附屬する利権は、移してこれを日本國に譲渡するを承諾すること。

清露兩國間に締せる東清鉄道会社契約により清國が享有すべき總ての權利は從前通りたるべきこと。

但し日清兩國に於て実際に共同して經營取締を為す上について各種の規定は別にこれを協定すること。

現契約の規定により同鉄道が全く清國の所有に歸し、並に清國に於てこれを買收し得る年限は、露国が既に享有了たる年数を扣除して剩す所の年数により計算すること。

壬 日露講和條約第八款により日露間の接続鉄道業務に關する商議開始の場合には、清国政府に於ても官吏を派出して參與協定すること。

五 第七款は左の趣旨に改むこと。

甲 奉天安東県間の鉄道は、本協約調印後五ヶ年間を限り日本政府に於てこれを維持運用し得ることゝし、右期限満了の上は全然取除くかまたは清國に売渡すこと。

乙 奉天新民屯間の鉄道は、この際相当の代価を以て清國政府に引渡すこと。

丙 長春吉林間の鉄道は清國自らこれを敷設することゝし、右に付外資借入を要する場合には先づ日本政府に申込むこと。

丁 大石橋營口間の線路は、鉄道工事用のため一時敷設せられたるものなるを以て、清露間の現約に従いこれを取除くこと。

六 第八款に關しては日清合同にて会社を組織することゝし、先づ伐木地域を定むべく、会社に於ける日清両國株主の権利は凡て平等とし、その他会社設立、事業經營に關する細目は追て別に協定すること。

七 第九款の遼河、鴨綠江、松花江、及びその支流の航通に關しては、清國內河航行規則を適用すること。

別に清國側の追加要求條件として概略左の提案があつた。

第一 滿洲に於ける日本軍隊は、講和条約調印の日より一ヶ年以内に全部撤退すること。

鐵道線路は清國より兵を派してこれを保護すべく、右兵員は一溝里五人と為すこと。

第二 日本官民が占領または独断にて管理したる清國公私各種財産土地等は直ちに還附すること。

第三 日本軍隊撤退未了の間と雖も、清國は地方の秩序維持及び土匪鎮圧のため適當の兵隊を派遣するを得ること。

第四 奉天省に於ける鉄道附屬の礦物に關しては、別に協定すること。

第五 奉天省に於て既に開放せられ、若くは條約上開放せらるべき通商場に於ける居留地劃定の件は、清國地方官に於てこれを商定すること。

第六 從前營口に駐在したる清國地方官はこの際直ちに帰任の上、旧來の職權を完全に執行するを得ること。

第七 日本軍政官が奉天に於て取立てたる税金は清國地方官に還附し、地方改善の費途に充つること。

一、二十三日、兩国全權相會して第一回會議を開いた。當時在北京各國公使は、いづれも交渉の模様を注視し、特に露國公使は慶親王を訪り、清國にして若し今回の交渉に於て日本に対しボーツマス講和條約以外の讓与を為すが如きことをあらば、露國もまた同様の要求を提出すべしと申込み、また袁世凱を訪うて、交渉案件の内容を承知したいと求めたが、袁は日清協約成立の上は、いづれ改めて露國と交渉の要あるべく、その節は万事明瞭となるだらうが、その時は交渉案件の内容を語ることはできないと答え、從来の例に似ずよく約を履んで秘密を厳守し、その外間に洩れないように深く留意した。それがため清國政府は特に籌備場（參謀本部）を以て會議室に充て、特に許可した若干人の外一切此に出入するを禁じ、以て秘密の洩泄を予防した。談判終了後清國全權の隨員唐紹儀が「今回の談判は三密にて行われた、親密、詳密、秘密すなわちこれ」と評したのは、味ある語であつた。

この日兩國全權（慶親王は欠席、親王の會議に加わつたのは二十一回の會議中第一回、第十六回乃至第十八回、及び第二十二回の五回のみ）は我が提案を基礎として逐條討議に入つた。

小村は清國側の第一款及び第二款削除の希望に対し、該両款は日本が清國の内政に干渉する意でない、滿洲行政を完備してその将来の安全を図り、滿洲に於て再び國際紛擾の発生するを根絶するため充分の改革を実行するは、独り清國に關する問題でなく、日本の安危に影響する問題であるから、日本はこの協定を頗る重要視し、随つてこれを全然削除することは承諾できないと述べ、清國側の回答の趣旨を斟酌して該両條を一括して一カ條とし、清國自ら声明する形式を以て作つた「清國政府は日露講和條約第三條に因り日露兩國軍隊滿洲より撤退したる時は直ちに右撤退の

地方に於て自ら安寧秩序を維持するに足る行政機關を設定すべきこと、並に満洲に於て善政を確立し外國居留民の生命財産に対し適當且有効なる保護を与うる目的を以て満洲の施政改善に着手すべきことを声明す」との新案に同意することを要望した。清国委員は大体同意を表し、ただその文案形式の確定を後廻わしとしようと要求したので、小村は日本政府が本案を重視することを注意した上それに同意し、その後十二月六日の第十二回会議に於て重ねてこれを討議し、結局会議録に於て「清国は日露両国撤兵後直ちに進んで満洲の完全なる經營、治安の維持、内外人の生命及び営業の安全等に関する適宜の措置を行う」の意を声明することとして本款を確定した。

第三款は清国委員に於て承諾したので確定とし、第四款満洲領土不割譲の件に移つた。小村は清国側の本款削除の要求に対しその理由なきを陳弁した末、若し清国にして前記第一款及び第二款の趣旨を承諾して満洲の施政改善の実を擧げるなら、本款に仮定したような事柄は発生しないだらうと思考するから、清国全権委員に於て第一款第一款の趣旨を承諾すれば第四款の削除に同意すると述べ、同委員これを承諾したので本款は削除に決した。次に第五款開市場新設の件については、小村は清国側も主義に於ては異議なく、ただ他の開市場と同一の條件を以て開放すると自ら進んで開放するとの点に於て彼我意見を異にするのみであるから、これを調和するが為め本款第一項を「清国政府は日露軍隊撤退の日より六箇月以内に外國人の居住及び貿易の為め自ら進んで満洲に於て左の都市を開くべきことを約す」と改め、その第二項として「上記の都市に於て外國人の使用に供する為めに適當なる地域の選択、並に外國人の居住及び貿易の為めに定めらるゝ場所の規則は日清両国政府協議の上之を定むべし」と挿入するの修正案を提出した。清国委員は右第一項中の「日露軍隊撤退の日より六箇月以内」の字句と第二項の全文の削除を要求し、小村は前

段に就ては更に改めて「日露軍隊撤退後可成速に」と為すことを承諾し、後段の全文は奉天大東溝の開放に關する條約の規定と全然同一で、前例に於ても他国の疑惑を惹起したことないから存置すべきだと主張し、清国委員は削除の希望を反覆し、長時間討議の末、右二項の言句は全然條約に掲載しないで、單に会議録に開市場設立に關する規則は在北京日本公使と協議の上自らこれを定めるの意を記入し置くことに一致した。

翌二十四日の第三回会議は、第六款すなわち租借地及び長春以南鉄道に關する討議を以て始まつた。清国委員は本款を拡張修正して九項に分ち、租借地及び鐵道關係の各般事項を詳細に規定せんことを提議したが、小村は原提案を固執し、日露講和談判に於て満洲撤兵、租借地讓渡、及び長春旅順間鉄道讓渡の三件は、日本が統戰の危険を賭して要求し、この決心の下に遂に露国を承諾せしめ得た至大至重のものであるから、今に至り清国より之に対して制限若くは條件を附しようとする提議には断じて應ずることはできないと言明し、かつ租借地及び鐵道讓受の先決問題たる満洲撤兵の期限に關しては、露国は講和談判に於て我が提議を強硬に拒絶しようとしたが、我方はこの事成らなければ統戰するの覺悟を以てその主張を堅持し、遂に露国をして期限の協定を應諾せしめた次第を述べ、原提案の承認を強硬に要求した。清国委員は更に細目提議の理由を喋々したので、小村は該提議の大部分は清露條約に於て既に規定せられ、今さら新に協定するの要なく、その他は新に制限を加えようとするものなるが、日本が統戰を賭して露国より獲た事項は清国に於てその儘に承諾あるよう求めるの外、枝葉に涉つて論議する余地なしと断言し、三時間余に亘つた討議の末清国委員は、その提議を撤回するに付別に本款に追加するに「日本政府は清露両国間に締結せられたる租借地並に鐵道敷設に關する原條約に照し努めて遵行することを承諾す、將來何等案件の生じたる場合には隨時清国政

府と協議の上之を定むべきこと」の一項を以てすることを要求したので、小村はその趣旨の挿入を承諾し、同時に清国委員をして、清国は北満洲の露國鐵道に關し露國をして努めて清露條約を遵行せしめるため充分の措置を執ることと、露國に條約違反の行動あれば清国より露國に嚴重に照会してこれを匡正せしめる精神なることを會議録に声明せしめることゝし、本問題は確定した。次で翌二十五日は第七款に移つた。

第七款すなわち安東奉天間、奉天新民屯間、及び長春吉林間の各鐵道に關しては、小村は清國側の回答を斟酌して原提案の第一項を「清國政府は日本政府に於て安東県奉天間に敷設したる鐵道を長春旅順間鐵道と同一の條件を以て維持運用することを承諾すること、長春旅順間鐵道を将来吉林に延長することは清國政府に於て異議なきこと」と修正し、二十五日の第四回會議に於て小村はその理由を詳細に説明してその承諾を求めた。清國委員は先づ安東奉天間鐵道を旅順長春間鐵道と同一視することはできないの理由を述べ、兩者を區別して取扱うべしと反覆主張し、小村は然らば區別案には同意すべきを以て本鐵道の日本管理年限を二十五箇年とすべしと提議し、清國委員はそれは長きに亘ぐとし、討議四時間に亘つて決しないので、遂に翌日に譲つた。翌二十六日の第五回會議に於て清國委員は、安東奉天間鐵道の日本管理期限を十カ年とし、若し本鐵道を從来清國に於て他國の資本を借り入れて敷設した諸鐵道と同様に取扱うことゝせば、その年限更に延長するを得べしと述べ、小村は妥協のため譲歩して條約訂結の日より起算して之を二十カ年と為すか、または本鐵道に加うべき必要なる改正工事の完成の日より起算して十五カ年と為すか、二者その一に同意するよう希望し、弁論五時間を経て決しないので、議は又二十八日の第六回會議に移り、この會議に於て清國委員は、その最終譲歩として右年限を改正工事完成後十五カ年とし、その工事完成期限は二カ年と定むべく、そして十七カ年経過後には現存物件の代価を公正評価人に見積らしめて清國政府に売渡すべしと提議

した。これ等諸点に關し双方數次意見を交換した後、遂に清國政府は「安東奉天間に敷設した軍用鐵道を日本政府に於て専ら各國商工業の貨物運搬用に改め引続き經營することを承諾すること、鐵道は改良工事完成の日より起算し（但し軍隊送還の為め遅延すべき期間十二カ月間を除き）一カ年を以て改正工事完成の期限とする十五カ年を以て期限と為すこと、満期に至らば全部取除くか、または他国の評価人一名をしてその各建設物件を評価せしめて清國に売渡すこと、売渡前にあつて清國政府の軍隊並に兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道章程に準拠して取扱うべきこと、鐵道改良の方法は日本の經營担当者に於て清國委員と切実に商議すべきこと、本鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準じて清國政府より委員を派し査察せしめること、また該鐵道により清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細な規定を設けること」とするに一致した。

次で奉天新民屯間鐵道に關する討議に進み、小村は本鐵道の安東奉天間鐵道と同一の取扱方を提議し、清國委員は清國政府と英國の「会社との契約に於て山海關内外鐵道の支線若くは延長線を敷設する場合には該鐵道事業の一部とするの約定あること、及び遼河以西は日露戰爭の際中立地と為すべき筈であつたのに、日本軍隊は新民屯を占領して軍政を布き、その結果軍用鐵道を敷設したことであるから、これを承諾するは清國の体面を害することの理由を挙げ、本鐵道を清國の事業としようとした主張し、小村はその理由の取るに足らないことを弁じ、反覆討論の末妥協案として遼河を区分点とし、奉天遼河間の鐵道は日本の管理とし、遼河新民屯間の鐵道は清國の管理とすべく、そして遼河に架設すべき鐵橋は双方の資本を以て築設し、これを双方の共有と為さんと提議した。然るにその翌二十九日の第七回會議に於ても、清國委員は前日の論拠たる清國政府と英國会社との契約以外に奉天は清國列祖の陵寢地であるか

ら、北京より奉天に到る鉄道は全部清国に於て敷設管理せねばならぬと主張して我が妥協案に応じない。小村は該契約は単に貸金契約で、奉天新民屯間鉄道を遼河で区分することに關し何等故障の原因たるべきものにあらざること、殊に一八九九年の英露協商の結果として益々清国政府に於て我が妥協案に同意するに躊躇する理由なきこと、また奉天の清國皇陵は今回の戦争に於て日本軍が已れの不便を忍んで安全に保護したもので、今後とてもこの精神を以て取扱うべきであるから、これまた清国に於て何等顧慮すべき理由なきを詳説したが、遂に一致を見なかつたので、清国側に於て更に熟考を加えることにして一旦本問題の討議を閉じた。その後十二月十日の第十五回国議に於て、小村は更に妥協案として、奉天新民屯間鉄道は遼河を以て分界とし、同河以東は安東県奉天間鉄道の例に準すべく遼河架橋費は双方分担することにしようと提議し、清国委員から対案を出したけれども、小村はこれを斥け、十七日の第十九回国議に至り、小村は本鉄道は長春吉林間鉄道と同様に協定しようと提議する外妥協の途なく、清国委員に於て同意できないとなれば、本問題は全然後日の協定に譲り、今回の交渉よりこれを除く外ないと述べ、十八日の第二十回国議に於てなお種々討議の末、結局「奉天新民屯間に日本の敷設せる軍用鉄道は兩國政府より委員を派遣し、公平に代価を協議して清国に売渡すこと、清国はこれを改築して自営鉄道とし、遼河以東に要する資金は日本の会社よりその半額を借入れ、十八カ年を以て年賦完済の期とし、その借款弁法は山海關内外鉄道局と清英組合との借款契約を斟酌して商訂すること、その他各地に於ける軍用鉄道は撤兵の際總て取除けること」の協議成立して漸く解決した。

これより先き二十九日の第七回国議に於て前記鉄道問題の行詰まるや、議題は轉じて長春吉林間鉄道の件に移つたが、小村は露国の計画してゐた本鉄道の敷設管理を日本自ら行うことは、日露講和談判に於て日本が長春哈爾賓間鉄道を

道の讓与要求を拠棄するに対する一條件として露国をして承認せしめた所なるのみならず、本鉄道は各般の事情に照し旅順長春間鉄道の延長線として經營する必要あるにより、安東奉天間鉄道と同様條件の下に敷設經營することを清國に於て承諾するよう希望すると述べたが、清国委員は清国は本鉄道の敷設を曾て露国に許したことなく、かつ清国自ら敷設經營することに定め、既に資金を調達する運びになつてゐるから、その希望に応じられないと答え、その後十二月八日の第十三回国議に於ても、清国委員は重ねて自営説を主張し、議遂に決しない。更に十日の第十五回国議に於て、小村は妥協案として吉林長春間鉄道は清国政府の事業として經營すること、建築及び一定期間の営業は南滿洲鉄道会社に委託することを提議し、尙ほ折合わなかつたので、十七日の第十九回国議に於て小村は更に新妥協案を作つて清国側の妥協を求め、種々協議の末漸くにして「本鉄道は清国自ら資金を調えて建築すること、不足の額は日本より借入れ、二十五カ年を以て年賦完済の期とし、借款弁法は清国山海關内外鉄道局と清英組合との借款契約を斟酌して商訂する」との妥協を得た。

大石橋管口間鉄道については、清国委員は十一月二十九日の第七回国議に於て、本鉄道は東清鉄道敷設材料運搬のため一時の措置としてこれが敷設を露国に許したもので、東清鉄道の工事完成を期しつ最長期八カ年を経過するとときは撤去すべき規定があるから、日本に於てもこの規定に従い本鉄道撤去を実行せられたいと要求した。小村は最初の東清鉄道條約には右様の明文あるも、その後清露間に満洲還附協約締結の際には清露両国共に該鉄道を撤去するの意味なく、却つて東清鉄道の一部としてこれを継続存置せしめるの意思ありと推測せられる充分の理由がある。かつ本鉄道撤去問題の如きは今日これを討議することはできないと答え、清国委員は清国に於て該鉄道を継続存置せしめる

意思はなかつたと弁明した上、後日重ねてこの問題を商議すべき旨を述べた。次で清国委員は、日露講和條約第八條により日露間の満洲接続鉄道業務協定に関する商議開始の場合には、清国もこれに参与することを日本に於て承諾あらざると求めたので、小村はこの事たる露国にも関係があるから、日本のみの承諾では事足らず、他日露国との間に右協商を為すの時機至らば清国に通知すべく、その際清国よりは右の希望を日露両国政府に照会すれば可なるべしと説き、転じて第八款の討議に入り「清国政府は日清合同材木会社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森林伐採に従事すること、及びその地区的広狭、年限の長短、会社設立の方法、並に合同經營に関する一切の章程は別に細則を商定し、日清両國株主の利権は均等分配を期すべきことを承諾す」とするに一致した。次で討議は第九款遼河外數河川航通自由の件に進み、小村は原案提出後露清愛璉條約に松花江航行権はこれを清露両国船のみに限り、他国船舶には之を許可せざる旨の規定あるを発見したことを述べ、該條約の効力如何を問いたるに、清国委員は依然効力を有する旨を答えたので、小村は清国の立場を酌量して提議を撤回し、ただ右航行権のことは露国に於て異議なき場合には清国に於てこれを承諾すべきことを希望し、清国委員は同意した。更に次で第十款漁業権の討議に入り、清国委員は、最近獨国が膠州湾以南一帯の漁業権を要求したのに対し清国それを拒絶した次第なるに、今日本に対し本款を承諾するに於ては、獨国に対して頃日の要求を承諾せねばならぬことになるので、同意し難いと述べ、小村は他国が清國の他地方に於ける漁業権を均霑主義にて要求し得るものにあらざる所以を説明したる末、本款については清国がこれがために他の外國より煩累を蒙ることなき方法を日本側より案出の上更に討議しようと云い、その後小村は長春吉林間及び奉天新民屯間の両鐵道問題に対する妥協條件として本提案を撤回した。そして最後の第十一款たる滿韓國境貿易に關し、相互

に最惠國の待遇を与えるの件については、同日清国全權委員に於て異議なかつたので、直に確定となつた。

是に於てか小村は、これより清國側の提出に係る追加條款の討議に入るべき順序なるが、我方にもさきに予告したが如く細項に関する追加條款を提出すべし、と述べてこれを清国委員に交付し、次回の會議より先づ清國の追加條款を議し、然る上我が追加條款に移るべきことに決した。我が追加條款は左の如くである。

第一 日清兩國政府は交通及び運輸を増進し且之を便易ならしむる目的を以て、南滿洲鐵道と清國鐵道との接続業務を規定せんがため可成速に別約を締結すること。

第二 日清兩國政府は南滿洲に於ける鐵道の利益を保護するの必要あるに由り、同地方に於ける鐵道敷設に關しては兩國政府間に予め協議を整うべきこと。

第三 清國政府は旅順支那間、牛家屯營口間、及び鐵道線路に沿へる日本の電信施設を承認し、並に營口北京間の清國電柱に一線を附架することを承認すること。

第四 南滿洲鐵道に要する諸般の材料及び鐵道守備隊の需用品は各種の税金及び釐金を免除すること。

第五 清國政府は満洲に於ける農商業の發達を図る為め、同地方より各種雜穀の輸出を許すこと。

第六 清國政府は正約及び別約に協定したる事項に關し最惠國の待遇を日本に与へること。

三十日 の第八回會議は、約の如く清國提出の追加條款の討議に始まり、その第一款の前段、すなわち撤兵期限を短縮し、十二ヵ月以内に日露両國共撤兵を完了すべしとの件を議題とした。

清國委員は、日露両國軍隊満洲に駐屯する間は地方官の困難甚しきこと、及び駐兵久しきに亘るは事端發生の虞を多からしめるなどを挙げ、先づ日本に於て撤兵期限短縮に同意すれば更に露国に照会し、その承諾を得ようと欲する意

向なることを述べた。小村は日露講和條約に於て両国撤兵の最長期限を十八カ月と定めたのは、日本に於て統戰の危険を賠して漸く露国の承諾を得た結果で、露國軍隊の撤兵に十八カ月を要するは實際已むを得ざるものと認めて同意したものであること、今後の緊要問題は撤兵期限の短縮の能否には存しないで、撤兵が條約所定の如く果して実行せられるか否かにあること、仮に日本に於て撤兵期限の短縮を不可能でないとしても、條約の規定を変更するが如きは、断じて為し得ない所であるから、若し清国に於て先づ露国に交渉し、露國果して清國の提議に応じ期限短縮に同意しこれを露国より日本に交渉して来れば、日本はこれに応じないでもないことを答えた。清國委員は日本は露国にして承諾すれば撤兵期限の短縮に異議なき旨を公文で声明することを求めたので、小村はかの如く日本より講和條件の規定を変更しようと試みるが如き措措は、露国に与えるに條約遵行に關し有害なる口実を以てするものであるから、避けねばならぬと答えて、その請求を拒絶した。

次に本款の後段すなわち鐵道守備兵撤退の要求に移つた。小村はこれに關する清國の事情を酌量し、講和條約に対する日本の位地と相容れる限りに於て清國の希望に応ずるとの趣旨で一修正案を作つたとて「日本政府は清國が滿洲に於ける外国人の生命財産及び企業を完全に保護し得るに至りたりと認むるときは、露國と同時にその鐵道守備兵を撤すべし」との案文を提出したが、清國委員はこれに対し、清國は外國兵の滿洲に駐屯するは擾乱の基であると認め、精練の兵三師団を派し充分に鐵道を保護するから、先づ日本に於て守備兵撤退のことを承諾すれば露國に交渉して同様の承諾を求めるに充分の理由を有すると信じ、切に日本の承認を望むと述べた。小村は條約の規定を変更するが如きは飽く迄避けるを要するが、ただ日本に於ては永久に鐵道守備兵を置くの意思を有するのではないから、清國としては到底御話にならず。」

「しかし、更に疾呼して曰つた。
 「又只今貴全權には貴國提出の原案を固持する外策ないと断言せられた。果して然らば日本全權に於ても、断じて貴全權の原案に同意することを得ないというの外ない。その結果は如何。鐵道守備兵は永久滿洲に駐まり、日露兩國協議して講和條約の条項を変更するの機会全くなくなるであらう。されば日露兩國の不利益なるべきを慮り、相當の時機に於て日露兩國の守備兵を撤退せしめることに付協議しようといふのである。然るに貴全權にして原案を固持するの外策ないといわれるに於ては、鐵道守備兵は永久に駐めるの外致方ない。これに反し我案の方法によるなら、後日或時期に撤退を実行することを得るということになるのである。或は清國政府は日露講和條約に於て日露兩國が鐵道守備兵のことを規定しても清國政府は与り知らないといふ、または清露兩國間に條約の取極あるとのことを理由として露國へ交渉すると申されるも、満洲邊附協約以來貴國は再三再四露國にその実行を督促せられたのに拘らず遂に寸効なく、遂に日本は兵力に訴えて露國を擊退するの已むなきに至り、その結果ここに至つたことを御会得なきか。この歴史を充分御会得なければ話にならぬ。日本が國運を賭し、兵力に訴えて目的を實現したことゝ、ただ坐上一片の議

論で自己の欲する儘を言ひ立てるとは霄壤の差がある。この一事は切に御了解あるよう希望する。若し日本政府が満洲撤兵期限の十八ヶ月に代え、或は五年又は十年と提議し、一杆の兵數十五名とあるを或は五十名、または百名と提議したとすれば、露國は何時にも喜んで直ちに同意したであらう。この点もまた能く御了解あるべきである。日本は露國が提出せる原議を極力排斥して我が希望を達したのである。かくの如く日本に於ては、期限及び兵數の増加については如何様とも為すを得べき位地にある。若し日本に野心あれば、今に於て講和条約を変更し、更に撤兵期限を五十年または百年と改訂して永く満洲を占領することも出来るのである。事情かくの如くであるから、貴全權に於て徒に一問題に拘泥せず、広く大局に顧みて考慮せられるよう希望に堪えない。また地方の督撫或は有志者等外國守備兵を置かしめてはならぬとの意見なる故困るとの御詔であるが、かゝることをいわれるならば我が日本國民に於ても、独力を以て満洲に於ける露國の侵略を防ぐがため我が國運を賭し、我が数十万の生靈を犠牲に供し、辛うじて目的を貫徹したものであるから、満洲の日本占領地はその儘繼續保有せよと要望するもの現に沢山ある。然るに我が皇帝陛下並に政府は、東亜の大局に顧み、清國に対する友誼を重んずるが故に、この國民の要望を容れず、今回提出した如き条件位に止めたもので、これ一に我が陛下及び政府の深慮に出てたるものとして諒知せられるよう望むのである。本金權は双方國民の要望如何に係わらず、穩當かつ公平な基礎を以て妥協を遂げようとの意を体して來清したのであるから、貴全權に於ても以上陳べた事情を熟察し、僅に一問題に拘泥せず、広く全局に亘つて考察せられるよう希望する。」

小村はかく断言し、その撤回を促求したが、しかも清國全權委員など応諾するに躊躇した。されば十一月十日の第五回會議に於て小村は新たに妥協案を作り、「日本政府は撤兵完了後露國政府に於て清國の希望に応じその鐵道守備兵を撤退することに同意したときは同時に自らその鐵道守備兵を撤退すべきことを承諾す」と提議し、更に十七日第十九回国會議に於て、小村は清國委員の対案及び希望を斟酌し、改めて協約文案として「清國政府は満洲に於ける日露兩國

軍隊並に鐵道守備兵の可成速に撤退せられんことを切望する旨を表明したので、日本國政府は清國政府の希望に応ぜんことを欲し、若し露國に於てその鐵道守備兵の撤退を承認するか或は清露両國間に別に適當の方法を協定したるときは、日本國政府も同様に照弁すべきことを承諾す。若し満洲地方平靖に帰し、外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたるときは、日本國もまた露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし」という案を提出し、清國委員漸くこれに同意し、別に會議録に於て、長春より旅大租借地境界に至る鐵道守備兵はその撤退以前にあつて漫に清國の地方政府権を牽礙せず、また擅に鐵道区域外に出でざるべきことを日本全權委員に於て声明することを希望し、これに同意を与えた。なお清國委員は本問題に關し別に會議録中に本條款に対する不満足と抗議の意思表示の聲明を為したいと述べたが、小村は今回協定した事項にして不満足と認めるものは我方にも沢山あるが、その不満足の旨を一々會議録に記入し置くが如きは甚だ不適当で、かつ數回の討議を経て漸く妥結した事項に關し不満足の故を以て抗議の意思を表明しようとするが如きは妥協の精神と相容れないと論し、その撤回を求め、結局清國委員はこれを修正し、單に「該鐵道守備隊の件は既に本約款に載せたるも清國は未だ完備と認めず」との意を声明したいと乞い、小村は承諾して本問題を終えた。

溯つて十二月一日の第九回国會議に於て、討議は清國追加條款第一款に移つた際、小村は同款の趣旨を二段に分ち、その前段は日本軍隊が軍事上の必要により占領収用した在満洲清國公私財産については、軍事上の必要が止むと同時にこれを返還すること固より当然なるも、撤兵の完了する迄は軍事上の必要未だ全く止むといえぬから、清國案に対しての修正案を提出し、その後段の軍事上必要以外に不当に破壊若しくは占領使用せられた公私財産に対し賠償を為す

ことについては、その都度既に清国政府より日本公使館領事館等へ照会し、当該公館に於ては直ちにこれを其筋に移牒して相当の処分を為さしめる様及び限り尽力したので、今後起るべき場合についても、この方法により取扱うべく、今さら改めてこれを問題とし、條約で協定を為すの要はなからうと述べた。これに対し清国委員は、右の前段に於ては文字の修正を提議し、後段に於ては條約に規定を設けること必要でないとすれば原案に多少の修正を加え、これを會議録に記入し置くことにしようと要求し、討議の末本條としては「日本政府は軍事上の必要により滿洲地方に於て占領若くは収用せる清国公私財産は撤兵の際悉く清国官民に還附することを承諾す。その不用に帰するものは撤兵前と雖も之を還附すべし」との案文に決し、別に「軍事用以外に於て日本臣民が故意に破壊し若くは使用せる清国公私の各種財産に對しては両国政府に於てそれゞゝ調査の上公平に償還せしむべし」との意を會議録に声明することにして落着した。

翌三日第十回會議に於ては、小村は清国案第三款に關し、「日本軍隊の占領地域内に於て安寧秩序を維持することは日本軍隊の責任で、その撤兵を了り占領を解きたる地方は日本政府より直ちに清国政府に通知するから、この地方には清国軍隊を派遣し得ることゝ為すべき」旨を説明し、この趣意に係る修正案を提出し、八日の第十三回會議に至り小村はその修正案に更に加えるに「日本軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を擾害することあるときは、清国地方官も亦相當の兵隊を派遣しこれを剿捕することを得、但し日本軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入するを得ざるものとす」との一項を以てし、別に會議録に於て、「清国地方官の派兵剿捕の場合には必ず予めその地方駐在日本司令官と協議し、以て誤解を免かれしむべき」の意を聲明することに決した。

清国案第四款については、清国委員は十一月三日の第十回會議に於て、「既に露國に譲与したる鉄山のことはさきに協定したる大綱第六款の規定を以て処理するを得るも、それ以外の鉄山に關しては何等方法の定まれるもの無き故、若し條約面に新たに規定を設くるを不可なりとせば、提案の趣旨を會議録に留めて将来の誤解を防がんと欲す」と述べ小村はこれを諾した。次に清国案第五款に移り、小村は「營口及び安東県居留地設定の手続に關し條文設定はその必要を認めざるも、會議録に記入するは拒む所にあらず」と答へ、八日第十三回の會議に於て結局「營口及び安東県並に奉天各地に於て日本居留地を劃定するの方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すべし」との協定成り、更に次で清国案第六款に入り、小村は原案に同意し難いが、成るべく清國の希望に応ずるであらうとの一の修正案を提出したが、翌九日の第十四回會議に於て討議の末、これを條約文としないでただ會議録に於て、「營口駐在の清国地方官は日本軍隊の同地撤退以前と雖も、本條約確定の後日清兩國協議の上可成速に赴任の期日を定め、同地に赴いて事務を執らしむべく、又同地には尙お多数の日本軍隊あるを以て、検疫及び防疫規則を両國協議して制定すべし」との声明を為すことゝし、清国案の最後の第七款については、これより先き四日の第十一回會議に於て、これまで單に會議録に、「營口海關收入は正金銀行に保管し置き、撤兵の際清国地方官に交附すること、營口常關收入その他各地の收稅は總て地方公共の費用に充てらるゝものとし、撤兵の際その收支計算表を清国地方官に交附する」の意を聲明するに決した。

清国案の第七款の決定した同四日、討議は進んで我が提出の追加條款に移つたが、清国委員よりは之に對する逐條意見書の回示があつた。その第一款接続鐵道業務協定の件は先方異議ないので確定とし、第一款南滿洲の将来の鐵道

敷設に關する件は、討議の結果條約にこれを掲げず、會議録に於て「清國政府は南滿洲鐵道附近に之と併行する幹線または同鐵道の利益を害すべき支線を敷設せざるべし」との意を聲明することに決し、第三款電信經營に關する件は討議を後日に譲り、九日の第十四回會議に至り討議の末小村よりこれを撤回し、ただ會議録に「奉天省内の陸上電信線及び旅順烟台間海底電信線に關する接続交渉は隨時必要に隨い両國協議して處理すること」を聲明するに止め、第四款鐵道材料及び鐵道守備兵需用品免稅の件は、四日の會議に於て清國委員より鐵道守備兵需用品なる文字を削除することを提議し、小村は鐵道材料免除の件は確定とし、鐵道守備兵需用品の件は該守備兵問題の決定後に譲ることとし、その後十一月十七日の第十九回會議に於て鐵道守備兵需用品の文字を除了した儘にて確定となり、第五款雜穀輸出に關する件は同四日の會議に於て削除、第六款は日清兩國政府は正約及び別約の各條に記載せる一切の事項に關し互に最惠國待遇を与えることの相互的規定の修正案で解決した。

かの如くにして十一月八日の第二十回會議に至る間に於て、彼我交渉事項は悉く議了した。今次の談判は、その對手は交戰國でなく、時機も講和後とて國民の情熱既に冷え、俗眼の注視も著しく衰え來つた際であつただけ、小村の寛嚴併せて神技に入つた談判振りも、概ね世に表われなかつたが、しかも對手はどかくに實よりも名を尚び、かつ事理を会得するに兎角緩やかなものであつただけ、小村の苦心もまた随つて尋常でなく、寧ろボーツマスに於て露国使節を對手としたる時よりも一層骨の折れた所もあつた。されば會議の回数の如きもボーツマスの十二回に対し、一二十二回の多きに亘り、談判地の滯在も、ボーツマスの二十七日に対し實に四十有二日の長きに及んだ。小村は眞面目の間に時に諧謔を弄する人である。對手の全權委員中特に袁世凱の如きは諭詐、變幻、驟弄、滑脱の才に於て夙に名

があつた。それで談判の席上兩個の間に交換せられた戲言諧謔には、往々満坐を笑倒せしめたものもあつた。四角四面の討議問答は措ぎ、今当年の談判筆記中より試みに寸鉄人を笑わす妙句一二三を抜萃してみよう。

十一月二十六月の第五回會議に於て安東奉天間鐵道の問題容易に決せず、討議を次回に譲りまさに閉会にならうとする時、

袁 明日は休息しては如何。

小村 然らば明後日としよう、本員等との問題にかく迄心力を費しただけでも、この鐵道の価は貴くなつた(一同大笑す)。

同二十一日の第六回會議に於て談滿洲中立違反問題に及び、我が全權の一員内田公使が「露國が先づ中立を犯したので我方已むを得ずこれに対し必要的防衛手段を執つたのである」と弁ずるや、

袁 本員のいう所は大小の差ありということにて、例えばこの善煙草を露國が一本持去れるを理由として日本は一箱全部持去つたといふやうなものである(嗣々大笑す)。

談は進んで國內外鐵道に關する英國の一公社との契約の件に移り、袁は「篤と契約を研究して更に御相談致すべし」と述べ、その時内田が會議參贊官の唐紹儀にロツクヒルの條約集第三三三頁の處を示し、これが該契約の本文であるうといつたのに、

袁 本員には解らず。

小村 左様に何もかも解つては困る(といい双方大笑す)。

十一月三日の第十回會議に於て、當口還附問題の討議に時移るや、

袁 本日は他に招待を受けていて、それに往かねばならず、これ迄諸方より種々招待を受けたれども、会議の故を以ていつれも辞して來たが、今日は是非往かざるを得ないので、本日の会議はこれで開いたし。

小村 会議を止める話ならば何時にも同意致そう(一坐大笑)。

同月十七日の第十九回会議に於て、内田は閨内外鉄道借款契約中の技師役員の国籍を引照し、長春吉林間鉄道の技師役員に日本人を使用すべきことの意を押す。

袁 然り、決して西洋人を用ゆると云うことなきなり。

小村 露国人とせば如何(大笑)

袁 大使が御好みとあれば、露国人を使用すとしても宜しく(一坐大笑)。

又 同日の会議に於て、清国委員の長春旅順間鉄道守備兵について抗議の意を会議録に声明し置こうとの要求に關し、小村は抗議なる文字甚だ穢ならずと説くや。

瞿 英国公使サトウ氏この文字を好む。

袁 サトウ氏からこの文字を学んだ。

小村 貴方等好ましからぬことを学ばれたのには困る(一坐大笑)。

更に同十八日の第二十回会議にて交渉事項の悉く議了するや。

袁 これで漸く落着した、この外別に御相談致すべきことなきや。

小村 追加案でも出さんか(とて笑ふ)。

袁 我方よりも出さんか(大笑す)。

去る程に交渉事項既に悉く議了したので、十一月十九日の第一回会議に於て両国全権委員は條約及び附屬協約の文案並に形式について協議し、我が原提案第六款に掲げた租借地及び満洲鐵道の件は両国皇帝の批准を要すべき本條約とし、その他の事項に関する協定の結果は、特に会議録登載の約あるものゝ外附屬協約とすることに決定し、談判茲に終結を告げ、同月二十二日両国全権委員は本條約及び附屬協約にそれぞれ記名調印した。

満洲に関する日清條約（明治三十九年十一月三十二日調印）

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ均シク明治三十八年九月五日即光緒三十一年八月七日調印セラレタル日露兩國講和條約ヨリ生スル共同關係ノ事項ヲ協定セムコトヲ欲シ右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為メニ大日本國皇帝陛下ハ特派全権大使外務大臣從三位勳二等男爵小村壽太郎及特命全権公使從四位勳二等内田康哉ヲ大清國皇帝陛下ハ欽差全権大臣軍機大臣總理外務部事務和碩慶親王欽差全権大臣軍機大臣外務部尙書会弁大臣瞿鴻禑及欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隸總督袁世凱ヲ各其ノ全権委員ニ任命セリテ各全権委員ハ互ニ其ノ全権委任状ヲ示シ其ノ良好妥当ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ

第一 條

清國政府ハ露國カ日露講和條約第五條及第六條ニヨリ日本國ニ対シテ為シタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス

第二 條

日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタル租借地並鐵道敷設ニ關スル原條約ニ照シ努メテ遡行スヘキコトヲ承諾ス将来何等案件ノ生シタル場合ニハ隨時清國政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

第三 條

本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セラルヘシ該批准書ハ本條約調印ノ日

ヨリ二箇月以内ニ成ルヘク速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ

右証拠トシテ兩國全權委員ハ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印スルモノナリ

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル

大日本帝国特派全權大使外務大臣從三位勳一等男爵	小村壽太郎
大日本帝國特命全權公使從四位勳二等	内田康哉
大清國欽差全權大臣軍機大臣總理外務部事務	慶親王
大清國欽差全權大臣軍機大臣外務部尚書会弁大臣	瞿鴻禕
大清國欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督	袁世凱

附 屬 協 定

日清兩國政府ハ満洲ニ於テ雙方共ニ關係ヲ有スル他ノ事項ヲ決定シ以テ遵守ニ便ナラシム為メ左ノ條項ヲ協定セリ

第一 條

清國政府ハ日露軍隊撤退ノ後成ルヘク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為メ自ラ進ミテ満洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クヘキコトヲ約ス

盛京省	鳳凰城	遼陽	新民屯	鐵嶺	通江子	法庫門
吉林省	長春(寬城子)	吉林	哈爾濱	寧古塔	琿春	三姓
黑龍江省	齊齊哈爾	海拉爾	愛輝	滿洲里		

第二 條

清國政府ハ満洲ニ於ケル日露兩國軍隊並ニ鐵道守備兵ノ成ルヘク速ニ撤退セラレムコトヲ切望スル旨ヲ言明シタルニ因リ日本政府ハ清國政府ノ希望ニ応セムコトヲ欲シ若シ露國ニ於テ其ノ鐵道守備兵ノ撤退ヲ承諾スルカ或ハ清露兩國間ニ別ニ適當ノ方法ヲ協

定シタル時ハ日本國政府モ同様ニ照弁スヘキコトヲ承諾シ若シ満洲地方平靖ニ歸シ外国人ノ生命財産ヲ清國自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ日本國モ亦露國ト同時ニ鐵道守備兵ヲ撤退スヘシ

第三 條

日本國政府ハ満洲ニ於テ撤兵ヲアシタル地方ハ直チニ之ヲ清國政府ニ通知スヘク清國政府ハ日露講和條約追加款ニ規定セル撤兵期限内ト雖既ニ上記ノ如ク撤兵完了ノ通知ヲ得タル各地方ニハ自ラ其ノ安寧秩序ヲ維持スル為メ必要ノ軍隊ヲ派遣スルコトヲ得ルモノトス日本國軍隊ノ未タ撤退セサル地方ニ於テ若シ土匪ノ村落ヲ擾害スルコトアル時ハ清國地方官モ亦相當ノ兵隊ヲ派遣シ之ヲ勦捕スルコトヲ得但シ日本國軍隊駐屯地界ヨリ二十満里以内ニ進入スルコトヲ得サルモノトス

第四 條

日本國政府ハ軍事上ノ必要ニヨリ満洲ニ於テ占領又ハ収用セル清國公私財產ハ撤兵ノ際悉ク清國官民ニ還附シ又不用ニ歸スルモノハ撤兵前ト雖モ之ヲ還附スルコトヲ承諾ス

第五 條

清國政府ハ満洲ニ於ケル日本軍戰死者ノ墳墓及忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スル為メ總チ必要ノ処置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

第六 條

清國政府ハ安東縣奉天間ニ敷設セル軍用鐵道ヲ日本國政府ニ於テ各國商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引続キ經營スルコトヲ承諾ス該鐵道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ(但シ軍隊送還ノ為メ遲延スヘキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以テ改良工事完成ノ期限トス)十五箇年ヲ以テ期限ト為シ即光緒四十九年ニ至リテ止ム右期限ニ至ラハ雙方ニ於テ他國ノ評價人一名ヲ選ミ該鐵道ノ各物件ヲ評價セシメテ清國ニ壳渡スヘシ其ノ壳渡前ニ在リテ清國政府ノ軍隊並兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ東清鐵道條約ニ准拠シテ取扱フヘク又該鐵道改良ノ方法ニ至テハ日本國ノ經費担当者ニ於テ清國ヨリ特派スル委員ト切実ニ商議スヘキモノトス該鐵道ニ關スル事務ハ東

清鉄道條約ニ準シ清國政府ヨリ委員ヲ派シ查察經理セシムヘク又該鐵道ニ由リ清國公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ關シテハ別ニ詳細ナル規程ヲ設クヘキモノトス

第七 條

日清兩國政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ南滿洲鐵道ト清國各鐵道トノ接続業務ヲ規定セムカ為メ成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第八 條

清國政府ハ南滿洲鐵道ニ要スル諸般ノ材料ニ對シ各種ノ税金及釐金ヲ免スヘキコトヲ承諾ス

第九 條

盛京省内ニ於テ既ニ通商場ヲ開設シタル營口及通商場トナスヘク約定シアルモ未タ開カレサル安東県並奉天府各地方ニ於テ日本居留地ヲ劃定スル方法ハ日清兩國官吏ニ於テ別ニ協議決定スヘシ

第十 條

清國政府ハ日清合同材木會社ヲ設立シ鴨綠江右岸地方ニ於テ森林截伐ニ從事スルコト其ノ地区ノ広狹年限ノ長短及會社設立ノ方法並合同經營ニ關スル一切ノ章程ハ別ニ詳細ナル約束ヲ取極ムヘキコトヲ承諾ス日清兩國株主ノ利權ハ均等分配ヲ期スヘシ

第十一 條

清韓國境貿易ニ關シテハ相互ニ最惠國ノ待遇ヲ与フヘキモノトス

第十二 條

日清兩國政府ハ本日調印シタル條約及附屬協約ノ各条ニ記載セル一切ノ事項ニ關シ相互ニ最優ノ待遇ヲ与フルコトヲ承諾ス本協約ヘ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク且本日調印ノ條約批准セラレタル時ハ本協約モ亦同時ニ批准セラレタルモノト看做スヘシ

右証拠トシテ下名ハ各其本国政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各一通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ
明治三十八年十一月二十一日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル

大日本帝國特派全權大使外務大臣從三位勲一等男爵

小村壽太郎(記名)印

大日本帝國特命全權公使從四位勲二等

内田康哉(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣總理外務部事務

慶親王(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣外務部尙書会弁大臣

瞿鴻禡(記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督

袁世凱(記名)印

此の談判の會議錄は日清兩國に依り固く秘守され來つたのであるが、爾後滿洲問題に關する日清交渉は總てその基礎を該會議錄所載の協定に置き、此の議事錄から滿洲問題は出發すると稱しても過言でない程の重要性を有している。故に已に前述せしものも多いが、念の為重複を厭わず會議錄中に記載された秘密事項を列挙すれば左記の如くなる。

一、長春吉林間鐵道ハ清國自ラ資金ヲ調ヘテ築造スヘク不足ノ額ハ日本國ヨリ借入ルコトヲ承諾ス其金額ハ資金ノ約半額ナリトス借款弁法ハ時ニ及テ清國山海關内外鐵道局ト清英組合トノ借款契約ニ仿照シテ參酌商訂スヘク二十五個年ヲ以テ年賦完済ノ期ト為ス

又清國政府ハ吉林地方ニ於テ別国人ニ鐵道敷設権ヲ与ヘ若クハ別國人ト共同シテ鐵道ヲ敷設スルコトハ斷シテ之レ無シ借款弁法ハ時ニ及テ清國山海關内外鐵道局ト清英組合ニ代價ヲ協議シテ清國ニ壳渡スヘシ清國ハ之ヲ改築シテ自營鐵道ト為シ遼河以東ニ要スル資金ハ日本ノ會社ヨリ其半額ヲ借入レ十八個年ヲ以テ年賦完済ノ期ト為シ其ノ借款弁法

ハ清国山海關内外鐵道局ト清英組合トノ借款契約ニ仿照シ參酌商訂スヘキコトヲ承諾ス此他各地ニ於ケル軍用鐵道ハ撤兵ノ際給

テ取除クヘキモノトス

三、清国政府ハ南滿洲鐵道ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ該鐵道ヲ未タ回収セサル以前ニ於テハ該鐵道附近ニ之ト並行スル幹線又

ハ該鐵道ノ利益ヲ害スヘキ枝線ヲ敷設セサルコトヲ承諾ス

四、清国ハ滿洲北部ニ於テ露國カ引続キ所有スル鐵道ニ閔シ露國ヲシテ清露案約ニ照シ努メテ遵行セシムルタメ充分ノ措置ヲ執リ
若シ露國ニシテ案約ニ違反セル行動ヲナサハ清國ヨリ露國ニ嚴重ニ照会シテ之ヲ匿サシムヘキ精神ナルコトヲ声明ス

五、将来日露両國ニ於テ接続鐵道業務規定（日露講和案約第八条）ノ為商議スル時機ニ至ラハ日本國ハ予メ之ヲ清國ニ通知スヘシ
清國ハ其時期ニ至リ委員ヲ派遣シテ該商議ニ加ハラント欲スルノ意ヲ露國ニ通牒ノ上同時ニ該商議ニ參與スヘシ

六、鐵道ニ附屬スル奉天省内ノ鉱物ハ既ニ採掘ニ着手シタルト否トニ拘ハラス公平且詳細ノ章程ヲ取極メ以テ相互遵守ニ便ナラシ
ムヘシ

七、奉天省内ニ於ケル陸上電信線及旅順烟台間海底電信線ニ閔スル接続交渉事務ハ隨時必要ニ從ヒ兩國協議シテ処置スヘシ

八、滿洲ニ於ケル新開市場設立ニ閔スル規則ハ清國ニ於テ自カラ之ヲ定ムヘシ但シ北京駐在日本公使ト協議スルコトヲ要ス

九、松花江航行ノ件ニ閔シ露國ニ於テ異議ナキトキハ清國ニ於テモ之ヲ商議ノ上承諾スヘキコト

十、清國全權委員ハ滿洲ヨリ日本國撤兵ノ後直ニ進テ該地方ニ於テ其主權ニヨリ完全ナル經營ヲ為シ以テ治安ヲ期シ且其主權ニ
ヨリ同地方ニ於テ利ヲ興シ弊ヲ除キ着美ニ整頓ヲ行ヒ内外臣民ヲシテ生活及營業ノ安全ヲ得テ等シク清國政府ヨリ完全ノ保護ヲ
享ケシムヘキコトヲ声明ス其整頓ノ方法ニ就テハ總テ清國政府自ラ適宜ノ措置ヲ行フヘキモノトス

十一、清國ト日本國トハ素ヨリ友誼敦厚ナリ今回日露両國不幸ニシテ和ヲ失シ清國領土ニ於テ交戦スルニ至リタルモ今ヤ既ニ平和
成立シ滿洲ニ於テハ戰争ナキニ至レリ而シテ撤退以前ノ日本軍隊ハ依然占領ノ權アリト雖近來日本國臣民カ滿洲ニ在リテ時々清

その報我が政府に達するや、桂首相は小村と内田公使に「政府は閣下等の折衝機宜に適してよくその使命を果されたるを喜び、茲に深厚なる謝意を表す」と打電して積日劬々の労を鳴謝した。

- 小村は十二月二十四日北京を発し、天津に滞留すること二日、一十六日秦王島に到り、再び軍艦に搭じて横浜直航の途についた。海上風波高く、船動搖し、食卓に着くもの極めて稀れであつたが、小村のみは曾て一回も欠かさなかつた。随員中には海の荒れと、かつて内閣総辞職を前に控えて旅程の長引くのを慮り、船を下ノ関に寄港せしめて同地より陸路帰京することにせば如何との議起り、これを艦長に謀り、艦長は更に小村に尋ねたが、小村は「ナーに、
道区域外ニ出テサルヘキコトヲ声明ス
- 十三、清國地方官未タ日本軍隊ノ撤退ヲ了セサル地方ニ於テ兵ヲ派シ土匪ヲ討伐スルトキハ必ス予メ其地方駐在日本軍司令官ト協議シ以テ調解ヲ免レシムヘシ
- 十四、日本國全權委員ハ長春ヨリ旅大租借地境界ニ至ル鐵道守備兵ハ其撤退以前ニ在リテ漫ニ清國地方行政權ニ牽碍セバ又擅ニ鐵道区域外ニ出テサルヘキコトヲ声明ス

第九節 日露講和の善後

皆んな北京や天津で道楽をしたものだから船が動くのです、懲しめのため少し位荒れるのは結構です。予定通り横浜へ直航を願いたい」と笑つて答えた。

翌三十九年一月一日、艦は予定の如く横浜に着し、小村以下一行即日帰京した。東京衛戍總督騎兵一小隊を儀仗兵として新橋駅に派し、敬意を表せしめた。これより先き小村のなお北京に滞留した時、桂より飛電があつた、「自分及び閣僚は議会の形勢に顧み、国家大局の利害に鑑み、十二月二十日を以て辞表を捧呈せり、よつて閣下可成速に御出発直航御帰朝ありたし」と。蓋し桂内閣は執権實に四年有半、我が内閣制度制定以来最長期の命脈を有し、日英同盟の締結改訂、満洲問題の折衝を経て対露戦に勝利を得、満韓に確固たる基礎を確立する等、英米の走狗たる位地より脱して貧弱ながらも着々東亜に於ける唯一の帝国主義国家として成長し、先進諸国と東亜市場を争覇せんとする地盤を築いたのであるが、桂内閣に倦厭しつゝも戦争の名目の下に協力せざるを得なかつた民心が、戦争の終結とともに同内閣の強圧策に急激に反激してきたのは当然である。ボーツマス條約批准後、講和問題聯合同志会の決議に「……然るに閣臣等は毫も自ら反省せざるのみならず、其罪科を糊塗せんが爲め、却て国民の公憤を醸如し、謂れなき戒厳令を暴施して人権を蹂躪し、且つ言論集会の自由を压抑し、甚だしきは、警察力を濫用して無辜の良民を殺傷し、若くは志士の羅織を是れ努め、以て憲政の大義に背戾するを敢てせり」とあるが、桂内閣が講和條約締結後、戒厳令の一部を東京に布き、同時に新聞紙拘束に関する緊急勅令を発して言論を圧迫したのは、最も国民の反抗を招いたのであつた。憲政本党は正式に該勅令廢止を決議し東京市会も清浦内相に請願したが容れられず、一方全国各新聞社及び通信社は相聯合して一大同盟を爲し新聞紙拘束令撤廃運動を展開したので、政府も已むを得ず十一月二十九日輿論の

攻撃に屈して二緊急勅令を廢止する旨を公布した。怜俐な桂はこの形勢に処して議会の難關を切抜けるの成算立たず、民心また乖離したのを見、すなわち内閣の更迭を決行するを以て政局の展開に利ありと断じたのである。桂は辞表を捧呈したけれども、聖上には小村の帰朝を見る迄内閣更迭を差控ゆべき旨特に御沙汰があつた。

右の飛電に接した小村は、折返し二十二日を以て桂に電致し、辞表の執奏方を依頼した。その辭に「臣寿太郎垂才、外務の重任に堪えず、よつて本官を免ぜられんことを請う、この段謹んで奏す」と。これ隨員山座の筆に成つたものである。初め小村は桂辭表捧呈の報を手にするや、即坐に自身も辭意を電奏することに決したが、山座を顧み「文言は如何に為すべきか、病氣でないのに病氣を理由とするも面白くない」と語つた。けれども小村は事実病體であつた。ボーツマス引揚後の大患なお癒えず、北京に於ても談判中に一度卒倒したこともあつた。しかも小村は自ら病氣でないと称する。これまで以て小村の性質を語る一端である。小村は結局垂才その職に堪えないということにしてようといふ、山座筆を執つてこれを綴つたものが右の電奏である。踰えて数日、小村の帰朝して天顔に咫尺し、使命の完了を伏奏するや、聖上よりは特に優渥な勅語があり、一月七日、小村は桂と共に特に御陪食の榮を挙し、了つて閣員一同その印綬を解かれた。

第三款 対韓保護権の確立

明治三十一年・一八九八年四月の第一回日露協定以来、露国の対韓政策は一時小康の姿で、爾來三十六年四五月の交に至る迄は、その専ら満洲經營に急なるに顧み、韓國に於ける日本の行動を及ぶだけ臺制しようとした以外に、特

に激測たる行動は見られなかつた。時には巨濟島事件の如き、馬山浦問題の如き彼我の争端を生じたものもないではなかつたが、いづれも地方的案件に過ぎないで、露国は姑息の間にその鋒を收めた。特に三十三年北清事変に際し、その騒擾の滿洲より韓半島にも播延しようとする状勢のあつた頃、露国筋より我方に対し、日露両国にて韓国内に勢圏を劃し、各自その勢圏内に於ける秩序維持の責に当らうとの趣旨で一種の協商談を持掛けたこともあつたが、我が政府はこれに取合わず、談はその儘にて打切られ、爾來露国はまた韓国に対し進んで政治的活躍を試みることはなかつた。ただに露国のみならず我国の対韓政策も、要するに半島に優越の地歩を固めるため韓廷当局者に対する時々の助言と露国の行動に対する監視警戒と、一二三の利権獲得との外、特に花々しき政策の發動を見なかつた。この間において韓国の位地に關し日露両国間に一再話題に上つたもので、露国が提議し我がが斥けた試探的問題に、韓国を永世中立国にしようとの提案があつたが、その始末は今略する。

露国が當時滿洲の經營に焦慮し、特に三十六年の初夏以来その行動に一段の活氣を加え、條約を無視して滿洲の撤兵を行わないのみならず、進んで韓国の北境に侵略を敢てなし來つた始末は別項に述べた。翌三十七年に入り、日露の關係は次第に緊張し、何時破裂するやも測られない状勢となるや、駐韓諸國公使は公使館及び居留民保護のためとして、いづれも仁川より水兵を上陸入京せしめ、殊に一月上旬より中旬に亘り露国水兵は陸続として武装入京した。韓廷は驚愕し、潛に嚴正中立の声明を列国政府に打電するの喜劇を演じた。この声明は、韓廷が一二の在留外国人の慾瀕に基いて倉惶その拳に出でたもので、韓廷は打電の漏泄と妨害とを避けるため、礼式院參書官金祚鉉を竊に芝罘に派し、同地の仏國領事を介してこれを各國政府に打電したので、英独仏諸國政府よりは右声明受領の旨簡単に回答

があつたが、露国は捨てて顧みなかつた。

翌二月の六日、我が政府は對露断交を決行し、同月九日我が艦隊支隊は仁川港外八尾島沖にて露艦ワリヤーグ及びコレーツを擊破した。日露開戦の劈頭第一に於けるこの戰捷は、予て時局に惑つた韓廷をして態度を一定せしめ、親日派は始めて安堵し、挙げて我国に恭順の意を表した。駐韓露国公使ペヴロフは驚愕と不安とに打たれ、国旗を捲いて任意韓京を撤退するに決し、仁川沖の戰の翌日在京城仏國公使を経て、「仏國軍艦にて芝罘まで退去したし」との希望を我が林公使に通じた。林は「ペヴロフにして平穩に撤退の希望あらば我方よりは充分の保護と便宜を与うべし」と約し、之に關する電訓を仰いだ。小村は林に対し、「露國公使京城撤退の際は露國護衛兵をして武器携帶の儘公使及び館員を守護し同時に退去せしむべくなお必要あらば更に日本兵を以て一行を守護し、韓国人等をして毫末も公使以下に危害を及ぼさしめざる様最も完全なる注意を執るべし」と電訓した。されば林は必要な一切の取計を為し、その結果ペヴロフの一行は翌十一日我が官憲の厚き保護の下に京城より仁川に下り、一仏艦にて芝罘に退去した。

踰えて旬日、韓廷に一小變動があり、度支部大臣兼内藏院卿の李容翊はその職を免ぜられ、同時に李は勅命に依り急速本邦視察の途に上り、加藤農商工部顧問（増雄）と相携えて渡來した。そして李の出発した翌日（二月二十三日）京城に於て日韓議定書の調印があつた。この議定書は日本の韓國從屬化の第一歩で、すなわち韓国は（）施政の改善に關し日本政府の忠告を容ること、（）韓國の皇室の安寧或は領土の保全に危險ある場合には日本は臨機必要的措置を執るべく、韓國は日本の行動を容易ならしむるため充分の便宜を与うること、また日本はこの目的を達するため軍事上必要の地点を臨機收用する得ること、（）日韓両国は将来本議定書の趣旨に違反すべき協約を第三国と締結せざるべ

きこと等で、要するに韓国は該議定書を以てその自主権の一部を抛棄し、重要な國務に關する干涉権を日本に承認したものである。

この議定書成つて後更に旬日、伊藤枢密院議長は韓皇慰問の恩召を以て特派大使として韓国に差遣の旨御沙汰があつた。伊藤は十七日京城に着し、翌十八日都築枢密院書記官長以下の隨員を帶同して韓帝に謁し、御親書を捧呈してその使命を奏上し、二十日再び入闕して施政改善に關する意見を陳奏した。初め伊藤渡韓の報に接した韓帝以下大官有司は、その使命如何について頗る疑惧し、排日派はその機に乗じて流言蜚語を放ち、形勢不穏の状況であつたが、伊藤より親しく穩健なる意見の奏上を聴くに及んで、韓帝深く悦ばれ、宮廷の内外挙げて安堵の色を示した。伊藤は使命を了えて二十六日退京したが、その日韓帝特に勅して法部大臣陸軍副將李址鎔に特派日本報聘大使を命じ、李は程なく我が御用船に搭じて來朝し、天皇陛下に拝謁の上韓帝の親書を捧呈した。李は滞京旬余にして歸韓し、委曲復奏したが、次で韓廷は露韓両國間の諸條約を全然廢棄するの勅旨を發表した。要は露韓両國間に於て既往締結した條約及び協定は總て廢棄すること、また露國臣民若くは會社に許可した特許條約中なお期限内にあるものは、韓国政府に於て妨げなしと認めるものに限りこれを繼續せしめること、豆滿江鴨綠江鬱陵島の森林伐植の特許は事實露國政府の經營に係り、特許規定に附わないからこれを無効とするところである。

しかし韓国情勢に対しては、我国は前述の日韓議定書のみではなお安心出来ないものがあつた。韓国の政治は廃弛その極に達し、反面わが従属策に反濶するのは当然で、少しく手を緩うすれば忽ち背叛しようとし、日本の積年の労を水泡に帰せしめる虞があつた。抑も我国は韓国問題の故を以て國運を賭して強隣と干戈を交えること既に二回、し

かも半島の国情は到底長くその独立を支持することを許さない。故に韓国の紛糾の病根を芟除するには、別に韓国に対する根本の方針を立て、これに則つて漸次歩を進めねばならぬ。その方針とは他でもない、適當の機會に於て斷然韓国を我が権力の下に置くことである。故を以て桂首相は小村と相謀り、日韓議定書の調印後程なき三十七年五月三十一日、特に閣議を開いてこの根本的對韓方針を決定した。これを約言すれば、韓国に対する我が保護権の確立を目的とし、同國施政の眼目、特に政治上、外交上、軍事上の実権を確固に把握すると同時に我が利権を着々擴充し、終には韓半島を擧げて事實上我国の主権範囲に包括するを期しようとするに外ならない。そしてこの方針に基いて必然施設すべき防備の完全、外政及び財政の監督、交通及び通信機関の掌理、拓殖の經營等、その着手の要を認める諸事項に關し廟議は同時にこれを決定した。さりながら如何なる好方針も好機会を捉えなければ往々外には列國の感触を害し、内には民心の離反を來し、徒に事端を滋蔓せしめるのみで所期の効果を挙ぐるに由ない。されば小村は一面桂と共に適當の機会の到るを俟ち、他の一面に於て關係官庁及び駐韓林公使と凝議してこれが實行の細目を定め、事態の輕重と時機の緩急を斟酌し、着々計画遂行の歩を進めることとした。

當時韓国の施政状態を見るに、その行政には一として改善を要しないものではなく、特に百般行政の基礎たる財政が極度に紊乱し、内外等しくその弊に苦み一日もこれを等閑に附すことの出きないの状態であつた。故にこれを整理して、行政各部の弊害を根絶するのは、施政改善の実を挙げるについて第一の急務で、随つて可成速に適當の財政顧問を韓廷に入れ、國帑紊乱の拡大を防止し、進んで徵稅法の刷新、貨幣制度の改革等に着手し、行々は韓國財政の実權を我が掌中に收める要があつた。またその外政に於ても、韓国は三十七年一月の日韓議定書第五條により、相互の

承認を経ずして将来該議定書の趣意に違反すべき協約を第三国との間に訂立せざるべきことを約したけれども、その以外の事項に關しては任意他国と條約を締結し、または他国人に各種の特權讓与を与えるべきではないといふのではない。若し外政をその為すが儘に一任するならば、どんな危險の事態を演出するかも保せられない。故に可成速に韓国政府をして外国との條約締結その他外国人に対する特權讓与若しくは契約等主要なる外交案件の処理に關しては、予め我が政府に必ず協議すべきを約せしめるの要がある。この目的のためには、韓国の外部衙門に顧問一名を入れ、裏面に在つてその政務を指揮監督せしめるに若くはない。そしてその顧問には寧ろ外国人を以てこれに充て、我が公使の監督の下にその職務を執らしめるを以て内外に對し便宜多しとする。この趣旨よりして林公使は小村の訓令の下に韓国政府と折衝し、同三十七年八月同政府との間にこれに關する一協約を締結した。これにより韓国の財政及び外交は事実我が政府の指導を待つこととなり、特に韓国政府の外交機關は漸次京城より東京に移るに至るべき自然の勢を致した。

この協約の結果として日賀田大蔵省主計局長は財務顧問に、在米日本公使館の顧問であつた米人スチーヴンスは外交顧問に、いづれも僱用せられた。

その他通信機關の如き現業的施設も、併せてこれを我手に掌握しなければ、我が軍事外交の運用上に隔靴搔痒の感あるを免かれない。電信線を收めて我が管理の下に置くの要是説く迄もなく、郵便局の如きもこれを韓国の業として置いては、その設備の不完全なため韓国自身に取り財政上の困難を加えることになり、又その改善の実行も容易に望めない。かくては一般公衆の不便は少なく、かつ半島内に同種の日韓通信機關併立しているが如きは、何れの側から見るも弊あつて利なく、しかも韓国内に於ける我が通信機關の設備は必須必要で、瞬時もこれを措くことのできな

いこと勿論であるから、この難題を解決するの最良方法は、韓国政府をして郵便、電信、電話の事業を擧げて我が政府の管理に委託せしめ、我が政府に於てその通信事業と合同經理し、これを両国共通の一組織となすにある。されば小村は三十八年の三月、林に訓令して韓国政府に対し通信機關委託に關する交渉を開始せしめた。同政府は当初容易に我が要求を承諾するの色がなかつたが、漸く四月一日を以てこれに關する取極書に調印した。この通信機關委託取極の外、沿岸河川の自由航行のことも我が政府より提議した。韓廷では初めこれを以て韓国の利源を日本が壟斷するものとし、その要求に応諾を渋つたが、この問題も同年五月十六日の議政府會議に於て可決し、百事我が要求通りに落着した。

かくの如くにして開戦後一年有余の間に於て、我が対韓施政は既定の廟議に遵い漸次韓国の実権を我手に收攬するの目的に向つて歩を進めた。が、小村は時局の發展に伴い更に一步を進め、適當の機会に於て我が対韓保護権を確立し、韓国の外交事務を擧げて我が掌裡に握るについて廟議の決定を得たので、小村は先づ日英同盟協約改訂の交渉に於て英國政府をして韓國に於ける我が自由行動権を承認せしめた。その頃恰も米國陸軍長官タフトがフヒリツピン視察の途次來朝するや、桂首相は右廟議の方針について予め米国との間に意思の疏通を図るの好機会とし、タフトと私的款談を遂げ、その際桂は先づ極東に於ける全局の平和維持に關し意見を交換したる上韓國問題に説及し、韓国は日露戰争の直接の原因であるから、此の戰争の當然の結果として韓國問題を完全に解決するは我國の絶対に必要とする所なること、戰後若し同國を其の為すが儘に委せんか、再び旧時の状態に復帰し、別国と無謀の約定を取結び、國際紛争の再発を醸生すべきは疑を容れぬから、我國は韓國の故を以て、再び外國と戰端を開くが如きを避けんが為め、

此の際断乎たる処置を執るを絶対的必要と認むることを述べたるに、タフトは肯認し、かつ一己の私見として、韓国をして日本の同意なくして別国と何等の約定を結ぶ能わざらしむる程度に於ける宗主権を日本が韓国に設定するは事当然の戦果に属し、併せて極東永遠の平和に直接貢獻する所以なるべく、察するに大統領に於ても同感なるべしと答え、「尙ほ談話の要領は念のため大統領に電報し置くべし」と答えた。そして程なくフーリツビンに向つた彼は、マニアから電信で桂に対し、大統領は自分の意見を是認して来たと報じ越した。

されば小村はボーヴィマス講和會議の終了後、前に述べたが如く九月九日を以て大統領ローデヴァエルトに告別謁見をした折、韓国問題に關し充分の諒解を求め置こうと欲し、露國は講和條約に於て韓国に關し日本の完全な自由行動を承認したが、同國は裏面に於ては陰謀的動作を試みないとも限らぬこと、この禍根を全然絶滅せしめる必要上、日本は韓国の外交關係を擧げて引受けるの外なしと信じ、爾く断行する所存なるが之について御意見あれば承りたいと述べた。大統領は自分に於ても講和條約の結果かくあるべしと予期している所で、かつ将来の禍根を絶滅せしめるには右の外に策なしと思惟すること、随つて日本に於て右の処置を執るも異議ないので、充分自分に信頼せられて可なりと答え、尙ほ國務長官ルートも、その前日小村との会談中、彼は右の方針を以て露國の侵略的行為を予防するために当然現わるべき結果と認め、韓國の安寧及び東洋の平和のために最も最良の策であろうといふ、これが断行は毫も米国の輿論の反対を買うようなことはないであろうと述べた。

米国政府の態度はかくの如く全然我が所期の画策に好都合を示した。英國の意向に至つては、同盟協約の改訂に關

する商議の結果に鑑み素より疑を容るべきものはなかつたが、しかも桂臨時外相はなお慎慮を加え、九月下旬駐英林公使に訓令し、英國政府に向つて我方の所見を披陳せしめたが、外相ラングドンは「英國政府は新同盟協約により、ただに日本が韓国に対して執る所の措置に異議を有しないのみならず、却つて欣然その成就を見んと欲す」と答え、誠実なる贊意を表した。

そこで桂はこの機会を逸せず、既定の廟議を遂行するを得策なりとし、親しく現地の状況を徵し及び必要の訓示を授けるため月末林駐韓公使に一時帰朝を命じ、次で小村の十月十六日を以て帰朝するや、小村と備さに議を凝した。小村は全然同感である。殊に我が對韓保護権の確立は英米両国既に同意を表したのみならず、その以外の諸国も日韓両国の特殊なる關係と戰争の結果とに顧み、最近に發表せられた第一回日英同盟協約及び日露講和條約の明文に照し、韓国が日本の保護國となるは避けられない順序なることを黙認し、殊に今回の講和に於て我國の為した讓歩は列國の認めて一大英断とした所で、随つてまた列国は、日本がかく迄譲歩して和局を纏めた以上、その收め得た権利及び利益は飽く迄確守活用するの決心なることを信じてゐるから、右を決行するに今は最好時機であるとして贊意を表した。そして小村はその保護権設定の順序方法、殊に着手の上到底韓國政府の同意を得る見込なき場合に處すべき方策等に至る迄、案を具して桂の考慮に供した。桂は悉くこれを容れ、さらに元老の同意を得たので、十月二十七日の閣議に於て愈々不日決行のことを取定め、即日上奏裁可を経た。

ここに於てか小村は、林公使に保護條約締結の委任と併せて必要なる訓令を受け、十月三十一日東京を発して帰任の途に就かしめ、別に寺内陸相に韓國駐屯軍司令官長谷川大将に対し、林公使に必要なる援助供与の發令方を依頼し

た。十一月二日伊藤樞密院議長は御前に召され、韓國皇室御慰問の恩召を以て特派大使として差遣の旨御沙汰があつた。これより先き韓廷にあつては、輓近發表の日英新協約及び日露講和條約に於て、日本の韓国に対し必要と認める指導監理及び保護を行うの権が明確に承認せられ、特に保護の文字が始めて公然條約の上に用いられたるを視、日本は韓国の位地に対し近く何等か断乎たる措置に出るであらうと予想して揣摩憶説、上下疑惧の念を抱くの状であつた。韓帝その人の如きは、旧套の手段によりて一身の安固を許るに腐心し、或は外国使館に逃幸し、まさに地方に蒙塵しようと画策してゐるかの疑さえあつた。剩ざえ地方にあつては、いわゆる義兵なるもの宮廷の一角と相通じて排日の旗幟を翻えそとし、政府部内にあつても幾多の暗流ありて情勢渾沌として測定し難く、僅に我が公使館の厳密な督視と駐屯軍の圧力にて外面の沈静を保ち、秩序の紊乱を防止するの状であつた。この時に方り林公使の来往あり、次で伊藤特派大使渡韓の報あり。流言蜚語紛々として起り、種々の運動その間に加わり、漢城政界の頓に動搖を呈したのは怪むに足らぬ。

この間にあつて伊藤特派大使は、都築樞密院書記官長以下隨員を伴ひ十一月四日帝都を発し、九日京城に入り翌十日入闈して韓帝に謁し、宸翰を捧呈した。

伊藤はこの宸翰を捧呈した後、近く日を期して内謁見を賜わるよう乞うて、一旦退闈し、十五日再び參入し、通訊の國分書記官（象次郎）及び朴鏞和の外左右を退けて韓帝に対し縷々奏陳する所があつた。韓帝には伊藤に対し、先づ日露交戦以来日本の韓國に於て執つた二三の措置について不満を訴え、情実を述べ、伊藤の提議しようとする所のもを努めて緩和軽減せしめようと試みた。伊藤答えていふ、「陛下の御不満、御情実の趣は委細承知仕つた。さりながら試みに陛下に問わん、韓國は如何にして今日まで生存するを得たるや、韓國の独立は何人の賜なるや、陛下これを御承知ありて然る上かく御不満の言を漏らし給う次第なるや」と。韓帝なお言を余談に避け、往年の露國公使館遷行のこと及び、嘔々尽きない。伊藤これを遮り、「博文我が至尊の大命を奉じて陛下に陳奏する所あらんとするに方り、陛下より歴史的論議を拝聴するは談徒らに枝葉に亘る虞がある。滞在なぞ数日、かかることは他日に譲り、茲に先づ使命の大体に關し陳奏すべし」と述べ、宇内の形勢より説き始め、さらに語を継ぎ、

「東亜将来の激端を杜絶せんがためには日韓兩帝國の結合を一層鞏固ならしめること極めて緊要なりと認められたる我が天皇陛下には、特に博文を派し、陛下に接近してその要件を伝えしめらる。その要件とは、貴國對外關係、すなわち外交を貴國政府の委任を受け、日本政府代つて自らこれを行ふにある。その内政については依然陛下御親裁の下に陛下の政府これを行うに毫も妨げない。これ第一に東洋の禍亂を根絶し、第二に貴皇室の安寧と尊嚴とを堅実に保持し、第三に国民の幸福を増進せんとの善意的大義に基く所以であるから、陛下は字「の趨勢を察し、国家民人の利益に顧み、直ちにこれに同意を与へられんことを望む。」旨を言上した。韓帝には伊藤のこの奏言を聞き、大勢の前に敢て絶対にこれを拒絶するの意は示されず、すなわち内容は如何に協定するも異議ないが、ただ形式を存し國家の体面を保つことにしたいとの希望哀訴を反覆した。伊藤はこれを斥けて曰つた。

「断じて非である。外交には形式と内容との區別を見ない。韓國の外交にして依然形式を維持せんか、領土に關する國際關係その他錯雜なる滋端依然惹起せられ、再び東洋禍乱の基を為すを免かれない。これは極めて危險で、我國の忍ぶ能わざる所である。故にこの際日本は断じて韓國の外交を代つて処理するの必要を認むるに至つたもので、今やこの断案は牢乎として動かすを得ない。斷じて変更するを得ない。」

伊藤はかく断言した末、その將に締結しようとする協約案を親しく韓帝に捧示し、速に当局大臣と日本公使との協定に俟たしむべきを奏陳した。韓帝受けてこれを一閱し、然る後曰われた、「朕は卿を厚く信任すること我が臣僚以上で、常に眷々の念に堪えない。然るに今その使命といふ外交委任の如き、若し外交上的一切の形式をも擧げて捨つて於ては、日韓の関係はアウストリアとハンガリーの如く、若くは韓國の状態は宛然アフリカの一族族の如くに化し去らんことを憂う」と。伊藤辯じて曰う「アウストリアとハンガリーはこれを統治するものは一元首であるが、韓国に至りてはこれを統治するものは依然韓國皇帝である。韓國皇帝がその大権を行はは、今後も異なる所はない。若し数百年の久しき、既に連綿たる政府の存立する韓國を擬するに、アフリカの一酋族を以てするに至りては、比倫その当を得ざるも甚しい」と。韓帝再び前言を繰返し、「朕は敢てその内容を問はず、ただ外交上の形式をだに存有すれば足りる。卿願くばこの意を卿の皇帝と政府とに致し、多少の変通を見るに至らんことを切望する」と。伊藤決然答えて曰う、「外臣は陛下の要求に応するを得ない。今回の提案は日本政府の慎考熟慮の末に出でた確定意見で、陛下の希望せらるゝ如き変通を容るゝ余地はない」と。そこで韓帝一遁路によりその鋒尖を避けんとしていう、「朕卿の説を聴いて欣然たるを得た。ただ事重大で朕今直ちにこれを裁決すること能わざるを憾む。請う先づこれを朕が輔弼の臣僚に諮詢し、かつ広く朕が一般人民の意向を確めたる上にて決せん」と。伊藤は直ちに酬して曰く、「陛下の輔弼の臣僚に聞くを欲せらるゝは理に於て固より当然である。独り一般人民の意向を確めたる上といふに至りては、博文その何の故たるを解するに苦む。韓國は立憲政体でない、万權一に陛下の親裁に属する君主專制国である、故に一般人民の意向を確めらる」といふが如きは奇異の感なきを得ない。察するにこれ人民を煽動し、日本の提案に反抗

せしめんとの思召であろう。若し陛下の措置にして徒に民心の激昂と家国の擾乱を招くに至らんか、その責一に陛下に歸すべきことを悲む」と。韓帝いさか狼狽し、その意の決してそうでないことを辯疏し、かつ到底我が要求を斥け能わざることを感じ、ともかくも外部大臣に命じ妥協の道を講ぜしむべしと言明されたので、伊藤は「事徒に遷延するは最も不可である。直ちに外部大臣を御前に招き、直ちに商議調印を為すべき旨を命ぜられた」と奏し、韓帝已むなく同意するを俟ち、「然らば暫く退いてその商議の結果を俟ち、然る上再び謁見を乞うべし」と云々、四時間の長謁見を終えて一先づ退出した。

翌十六日、伊藤大使は議政府各大臣と相会し、日本政府の意見を諄々説明した。外部大臣のみは林公使と会晤のため席に加わらなかつた。其の翌十七日の午前、各大臣拳つて我が公使館に來り林公使との間に充分意見を交換し、心中協約調印に應ずるの外なきを認めたが、さすがに進んで調印承諾の発言を為す者なく、結局委曲を韓帝に奏上して其の裁断を仰ぎたる上確答すべしとのことにて一旦辭去し、午後三時一同入覲して御前會議を開いた。而も御前會議の結果は、意外にも協約拒絶といふに帰着した。薄暮入闈中の林公使より伊藤の許に急使到り、齎らすに御前會議の始末報告を以てし、併せて至急参内を求め來た。伊藤は会食中の長谷川軍司令官を即時相伴ひ、護衛の騎馬憲兵を随えて直ちに参内した。林は伊藤に報告して曰く、「朕今所勞に加うるに咽喉痛を患え、為めに大使を引見するを得ざるを遺憾とす、切に望む大使の議政府大臣と協商熟議せられんことを」と。伊藤強いて謁見を求めず、先づ韓參政を顧み、問うに其の

果して協約締結に不同意なるやを以てした。韓然りと答え、且曰く、「陛下には余に日本の提案に就て妥協を遂げよと再三御沙汰ありしも、余は之を拒んだ、而して林公使は勅命に遵わざるは不忠に非ずやとて余を詰責した。余も亦身の不忠なるを知る。故に余は断然骸骨を乞い、甘んじて答戻の誅を乞わんと思う。余は韓国の自力以て独立を維持するの難きを熟知せぬではない、然れども尙お且余は一国の外交権を示すに足るべき外形を維持せんと欲せすには居られぬ」と。伊藤徐に韓を説いて曰く、「閣下の説の如きは徒に国家を滅亡に導くものである。此の際漫に骸骨を乞うが如きは輔弼の臣たる者の執るべき道でない。夫れ公事は路距遠巡を容さない。閣下尙お陛下の命に反し、我が使臣と妥協を遂ぐる能わざとせば、是れ韓国の国運を危殆に陥らしむるものと謂うべきである。是れ豈に君國に忠なる所以ならんや。此の際閣下の執るべき道は二者其の一あるのみ、勅命を奉じ協約に同意するか、將た其の勅命を翻さしむべきか是れである。閣下首相として須く各大臣の意見を此の席に徵せられよ。若し不同意を唱うる大臣あらば、余は韓帝陛下の勅命に依り、其の理由を承わることにする」と。かくて韓止むなくこれを諾した。

諸大臣悉く伊藤の前に集まつた。韓參政先づ外部大臣朴斎純の意見を問うた。朴答えて曰く、「余は曩に林公使に告げし如く、本協約には断然反対なるが故に、進んで調印するを欲しない。然れども勅命とあらば已むなく之に違うのみである」と。伊藤は賺さず「勅命とあらば之に服従して調印すべしとの意と解釈して可なるか」と突止めた。朴は勅命云々の言質を急に悔ゆるものゝ如く、一二辯疏を試みたが、伊藤は「外部大臣は絶対反対に非ず、勅命下らば調印するの意と解すべし」と断言し、次に度支部大臣閔泳鏗となつた。閔は本協約に反対なりと述べた。法部大臣李夏榮に移つた。其の答弁曖昧なりしが、大使は之を賛成側に入れた。次に学部大臣李完用は曰く、「余は既に御前に於て充

分意見を具奏した。日本の要求は東洋現下の状勢より来る論理的結果である。動搖常なき我国の外交は日本を駆つて大戰を行うに至らしめ、軽からぬ犠牲を日本に払わしめた。我国は宜しく其の結果を甘受し、且日本との忠実なる協同に依り東洋将来の平和を維持するの外策は無い。日本は既に決する所ありて此の要求を提言したる以上は、必ずや其の目的を達せんば已むまい。且日韓既に其の強弱を異にし、我れに於て之を拒絶するの力なきに於ては、其の感情未だ衝突せず、其の時機未だ切迫せざる今日に於て円満なる妥協を遂げ、日本の要求を容るゝと同時に文句等に就て我方の修正要求をも容れしめ、彼我合意の締結を為すに若かない。是れ余の先刻御前會議に於て奏聞したる所である」と。軍部大臣李根澤は曰く、「余は御前會議に於て学部大臣の所説に賛成したが、最後に韓參政より日本の提案を拒絶せんとの意見主張があつたから、連帶責任の実を擧ぐる為め一に首相の意見に委せんと欲する」と。内部大臣李趾鎧は曰く、「余は御前會議に於て学部大臣の所見に賛した。今も依然然り」と。最後に農商工部大臣權重顯は曰く、「余は学部大臣の説に賛成した。随つて協約締結に同意を表する。然れども余は多少の修正を之に加えんことを希望する」と。伊藤是に於てか韓參政に告げて曰く、「今や諸大臣中、協約締結に不同意なる者閣下と閔度相の二名のみである。さすれば普通採決の常規として多数に依り閣議は本問題を可決したるものと認め、勅裁を仰ぎ調印を実行するは其の義務である」と。韓尙お服せず、欷歔涕泣遂に退いて別室に入つた。伊藤は側の宮内府大臣李載克を顧み、「閣下の見らるゝ通り、議政府諸大臣中韓閔兩大臣を除き他は總て異議なく、就中朴外相は、勅命とあらば服従すべしとのことで、唯だ二三大臣中若干修正の希望あるのみ、閣下先づ此の次第を入奏せよ」と云い、次で二三大臣の希望する字句の修正を聽き、之を確定したる上、韓參政を追つて其の室に入り、韓の尙お慟哭し居るを見、諄々之を慰め、說

くに社稷の忠臣として勅命に遵い速に協約に調印するの至当なるを以てし、宋の末路文天祥の故事を援き国家柱石の臣たる者の国事に処する艱難を説き、慰藉懇に到つた。伊藤は軽て歎玉軒の会議室に立戻つた。其の間に於て韓は慟哭しつゝ階上へと駆行き、強いて拝謁を求めたが、其の聽かれざるに及んで嚴妃の内房へ突進せんとした。内官走り出でて之を遮り、韓を別室に誘い行き、同夜を此處に過ごさしめた。翌朝勅命あり、韓圭高の官を免じて之に嚴刑を加うべしと。伊藤即時其の特赦を奏乞したので、彼は免官のみで事済んだ。

協約案文の修正は、先づ李法相より原案の第一條中日本が韓国の外交事務を全然自ら指揮監督すべしとあつたその「全然自ら」を削除したとの希望である。伊藤これを容れて直ちにこの一句を削除し、次に権農相は明治天皇の御親翰を援引し、新たに「日本帝国政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保障す」の一條を加えることを提議し、伊藤また直ちにこれを容れ、自ら筆を執つてこの新條を挿入した。更に次で李學相は協約案に於て新たに設置せられる統監なるものは、字義韓國の政治全体を管理するものゝ如くに見えて語弊があるからこの官名を改め、かつその管理範囲を韓國の外交のみに止めるの意を明かにしようとした。伊藤は外交管理を為すには或程度まで内政に干与すること必然避くべからずと論じてこれを駁し、結局統監の字は改めず、ただ「統監は専ら外交に関する事項を管理す」の字句を挿入することにて折合うた。その他本協約に期限を附さんうとの要望も出たが、林公使は固く執つてこれを容れない。ここに於てか李宮相と李内相とは右修正確定案を携えて入奏した。暫くして復命していく、「陛下には満足に思召されたが、今一カ條陛下の御希望として、韓国が他日富強となり其の独立を維持するに足るの実力を有するに至らばこの協約を撤廃する旨の字句を挿入することを特に大使に懇望せられる」と。大使は其の意を安んぜし

めるがため、自ら筆を執つて協約の前文中に「韓国の富強の実を認むるときに至る迄」の字句を加え、再び両相をして入奏せしめたところ、満足の沙汰があつた。ここに於てか朴外相は自ら電話口に到り、外部秘書課長に公印を宮中に持参すべきを命じ、その間協約文の淨写終り、次で滞りなく調印を了した。時に十八日午前一時。但し協約の日付は十七日である。伊藤は調印に先立ち、宮内府大臣を経て韓帝の「今新協約を見たのは、両国のために賛すべきである。朕病体でやゝ疲労を覚える今から寝に就きたい。卿もまた老躬を以て深更に及ぶ、疲労察すべし。還りて速に寝に就かれよ」との勅語を拜し、林公使を留めて宮中より退出した。調印の翌日、伊藤は公報以外に別に親ら筆を執つて桂に電報して曰う、「日韓協約既に成る、内外の状勢に顧み実施を急にするを要す。この際一面各国に宣言し、一面韓國に対する措置を実施し、内外をして我が政略の鞏固動かすべからざるを知らしむべし。謹て愚見を呈し、速に廟議を尽されんことを請う」と。得意想うべきである。

この日韓協約は、これを仏国のチニスに対する一八八一年の保護権設定條約に比すれば寧ろ簡単なるも、その國際上に於ける重要程度に於て勝るとも劣らない。しかもこの重要な日韓協約が、その開談後僅に三日を出でずして恙なく調印を見たのは成功と称せられた。此の交渉の高圧的なまた陰謀的なやり方は林權助述「わが七十年を語る」に非常にヴィヴィッドに描寫されているが、李學相の家は焼打にされ、前議政で當時宮内府特進官であつた趙秉式、前參政の閔泳煥は共に自殺した。固より時事を慨しての憤死であり、先述の韓圭高とともに亡國に際してのその心情は哀切すべきであつた。

我が政府は右協約の調印後間もなく英、米、仏、独の四国政府にその全文を内報し、十一月二十三日協約発表と同

時に、さらに該四国政府及び奥、伊、白、丁、清等韓國と條約關係を有する諸国政府に對し大要左記の宣言書を添えて公然協約を通牒した。

「日本は齋士接近の關係上、自國の安全と康寧に密接なる理由の必要に鑑み、韓國の政事上並に軍事上の事項に優越なる利益と勢力を抱持施用して來りしが、而も從来日本の執りたる措置は純然たる助言の範圍に出でず。然るに単に指導的措置の不充分なるは最近數年来の実驗の明示する所とす。韓國の秕政、就中其の對外關係に於ける無謀の行動は、既往に於て屢次國際紛争の源を成せり。此の不満足なる事態に対し何等の控制を加へず、其の現状の繼續に一任するが如きは、再び紛糾を誘致する所以にして、此の危險なる事態を斷然熄止せしめんが為め必要的手段を講ずるは、日本國自身の安全と極東全局の平靖に關する其の誠実の希望の命ずる所なるを信ず。今此の目的を達し、且日本の位地を擁護すると同時に韓國の政府及び人民の福祉を増進せんが為め、日本政府は韓國の對外關係に關し從前より一層緊密且直接なる勢力と責任を執るに決せり。韓國皇帝陛下も亦右の切要を認むるに於て日本政府と所見を一にし、兩国政府は和平に且友好的に右の新事態を確定せんが為め、今次の協約を締結せり。日本政府は今韓國と條約を締有する各國に対し茲に該協約を通牒するに方り、日本は韓國の對外關係を引受け、其の現有條約施行の監視を担任するに就て此等条約の維持及び尊重を全ふするを期すべく、且各國が韓國に於て有する適法なる商工業上の利益は、如何なる方法を以ても之を阻害することなかるべきことを声明す。」

右の通牒に接した各國政府はいづれもこれを諒承し、米國政府を先頭として独、伊、英、仏、白、清諸国政府は相次でその在京城公使館を撤去した。そして他方に於て我が政府は十一月二十二日、新協約の結果として統監府を京城に、理事府を京城、仁川、釜山、元山、鎮南浦、馬山、木浦、その他主要の地に置くの勅命を發し、翌十二月二十日統監府及び理事府の官制出で、伊藤枢密院議長は転じて統監の任に就き、韓國保護政治の第一の布石は成つた。

これより先き十一月十七日、伊藤が議政府各大臣と日韓協約の案文について討議した際、学部大臣李完用より統監の文字は韓國の内政に干与するの疑ありて語弊ある故これを攻め、かつ日本の管理範囲を外交のみに限るの意を明かにしたいとの希望あり、これに対し伊藤は、統監は専ら外交に關する事項を管理すとし、その韓国内政に干与しないことを間接に示す事に同意した次第は前に述べた。その結果本協約第三條に「日本國政府は其の代表者として韓國皇帝陛下の顧下に一名の統監を置く、統監は専ら外交に關する事項を管理する為め京城に駐在し云々」の確定條文を得た。當時北京に在りてこの確定條文の報道に接した小村は、この文言では韓國の外交は統監により依然京城に於て行われるものなるかの疑惑を生ずる恐れあり、そは素より本協約の本旨でないから、外國政府をして誤解させないために我が在外使臣をして〔今後韓國の外交事務は東京外務省に於て關係各國政府の在東京代表者と直接にこれを行うものなること、〔在韓國外國領事官との交渉、その他韓國との條約實行に關する地方的事務は統監に於て日本理事官及び韓國官憲を指揮監督してこれを行わしむるものなること、この趣旨を明かに各任國政府に通ぜしめるの要ある旨を桂臨時外相に注意する所があつた。次で統監府官制の立案あるや、統監は天皇に直隸し親裁を承けて國務を施行するものとし、随つて内閣または各省より訓令を受けることなく、ただ上奏及び親裁は外交については外務大臣に由り總理大臣を経て、その他の政務については總て總理大臣を経由することとし、尙お重要な外交事務に關しては統監に於て措置を執るに先だち予め外務大臣に協議すべしとあるより推せば、統監もまた重要な外交事務を執る一員なりと認められるが、かくの如きは政令二途に出づるの弊を生ずるのみならず、關係列国は韓國に關する外交事務は總て東京外務省に於て處理せらるべく、京城に於ては單に地方的事務を處理するものとして我が希望通り順次京城公使館

撤退するに至つたのに、若し統監に於て重要な外交事務を執ることを知つたならば、折角撤退に決した公使館も存置するの結果となるやも測られないでの、我が当初の目的を破壊するの虞極めて大なりと認め、この点に就ても桂の注意を促した。かつ小村は当初より将来外務省と統監府との連絡を計り、韓国外交の不統一を招くことを防止する見地からして、統監を以て外務大臣の指揮監督を受けしめる制とする意見であつたが、余人ならばともかく、伊藤の統監とあつては、政府当路者も小村の道理ある意見を実行するに難く、結局官制に於て「統監は天皇に直隸し、外交に關しては外務大臣に由り内閣総理大臣を経、その他の事務に關しては内閣総理大臣を経て上奏を為し、及び裁可を受く」ということに決定し、小村の北京からの電稟の翌日すなわち十二月二十日、この官制案は関係勅令案と共に枢密院の議に上り、同日可決、次で公布となり、ただ別に総理大臣が勅を奉じて統監に内達する統監職務心得にて、「統監及び外務大臣は韓国に關する重要な外交事務に關し措置を執るに先だち予め協議すべし」と指示し、以てその間の統一を期することとした。當時桂の小村に対する返電中に釈明した所によれば、右心得書中の外交事務とは、官制に依り統監及び外務大臣が各自に有する所の各權限内の外交事務と解すべく、旁々實際に於て別段の支障を見る事無かるべし、とあつた。統監府の組織に至つても、小村は之を一層簡単の編成とし、統監の下に総務長官一名、書記官五名、警視一名、外に書記、通訳、警部各若干名を置くに止めることとし、かつ総務長官には外交の才と民政の能とを兼備するものを以てこれに充つべく、密かに時の天津總領事伊集院をこれに擬したが、偶々小村は北京談判に當り、東京不在中に新設官府の道具建が出来上つたため、小村の腹案も大半画餅に歸したのは、小村としてはいささか遺憾の情があつたであろう。由來小村の不平なるものを曾て一たびも聽いたことのない外務の吏僚も、當時

小村より多少不感服の声を耳にしたことがあつた。

第十節 在外使館の昇格

日露戦争の結果として我国の國際上の位地は弥が上に高まり、名実共に世界の一等国として列強より推重せられるに至つたので、我が政府と盟邦たる英國政府との間には、この際を以てその公使館を大使館に相互陞格せしめる内議が成立し、ボーマス講和條約の調印から月余の後、英國政府は我が都合次第何時にも大使を東京に駐劄せしめる意向なる旨を内告し、爾来これに關し日英兩國政府間に諸般の打合を遂げた末、在本邦英國公使サー・クロード・エム・マクドナルドは十一月一日を以て大使に昇任し、我が駐英公使も十一月二日を以てその儘大使に任命せられた。

勿論遣外使臣は、その大使たると公使たるとにより、今日その任務上に格別逕底あるのではない。使臣の等級に関する一八一五年のウキーイン條約の第二條には「大使及び法王使のみ代表的性質を有す」とあるが、我公使にしても代表的性質を有する所以なくば任務の執行絶対に不可能であるから、この規定の無意味なるは問わずして明である。また大使は元首を代表し、公使は政府を代表するとの古來の觀念は、畢竟歴史上の遺物で、現代の國際通義はこの差別を肯認しない。大使は任国の元首と直接会商するの權ありとの沿革的見解は、輔弼の主務機關を備える現代各國政府の事實容認しない所である。されど大使は最高級の使臣であり、任国の朝野に重きをなし、任務の執行上に一段の利益を有することは言を俟たない。なお大使が公使に比し優越的に受くる便宜特典を挙げれば、一、外交上重要な問題に關し大使限りにて會議を開き、決議を為し、そして公使は單にその結果について通知を受けるに過ぎない場合ある